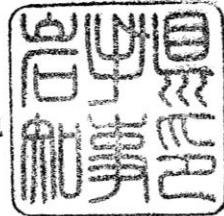


水振第292号
令和3年8月26日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



岩手県資源管理指針の一部改正について（諮問）

のことについて、次のとおり改正したいので、資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第2の3の（4）の規定において準用する同要領第2の3の（2）の規定により、貴委員会の意見を求める。

記

岩手県資源管理指針（改正案） 別紙のとおり



担当：農林水産部水産振興課
漁業調整担当：大内
電話：019-629-5806
FAX：019-629-5824

第2号議案 別冊

岩手県資源管理指針 (改正案)

平成23年3月策定

岩 手 県

目 次

第1 岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

| | |
|------------------------|---|
| 1 岩手県の漁業概観 · · · · · | 1 |
| 2 岩手県の資源管理実態 · · · · · | 3 |
| 3 資源管理の方向性 · · · · · | 5 |

第2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

| | |
|----------------------|----|
| 1 アワビ · · · · · | 7 |
| 2 ワカメ · · · · · | 9 |
| 3 コンブ · · · · · | 10 |
| 4 ウニ · · · · · | 11 |
| 5 スルメイカ · · · · · | 12 |
| 6 サンマ · · · · · | 14 |
| 7 サケ · · · · · | 15 |
| 8 ツノナシオキアミ · · · · · | 16 |
| 9 ヒラメ · · · · · | 18 |
| 10 ケガニ · · · · · | 19 |
| 11 ミズダコ · · · · · | 21 |
| 12 マコガレイ · · · · · | 23 |
| 13 アイナメ · · · · · | 24 |
| 14 クロマグロ · · · · · | 26 |

【漁業種別資源管理】

| | |
|-------------------|----|
| 1 定置網漁業 · · · · · | 29 |
| 2 刺網漁業 · · · · · | 31 |
| 3 かご漁業 · · · · · | 32 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針 · · · · · | 34 |
|-------------------------------------|----|

| | |
|------------------|----|
| 第4 その他 · · · · · | 35 |
|------------------|----|

| | |
|---------------------|----|
| 第5 本指針の廃止 · · · · · | 36 |
|---------------------|----|

岩手県資源管理指針

平成23年3月30日策定

平成27年2月23日改正

平成30年7月11日改正

平成31年3月26日改正

令和 年 月 日改正

第1 岩手県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1 岩手県の漁業概観

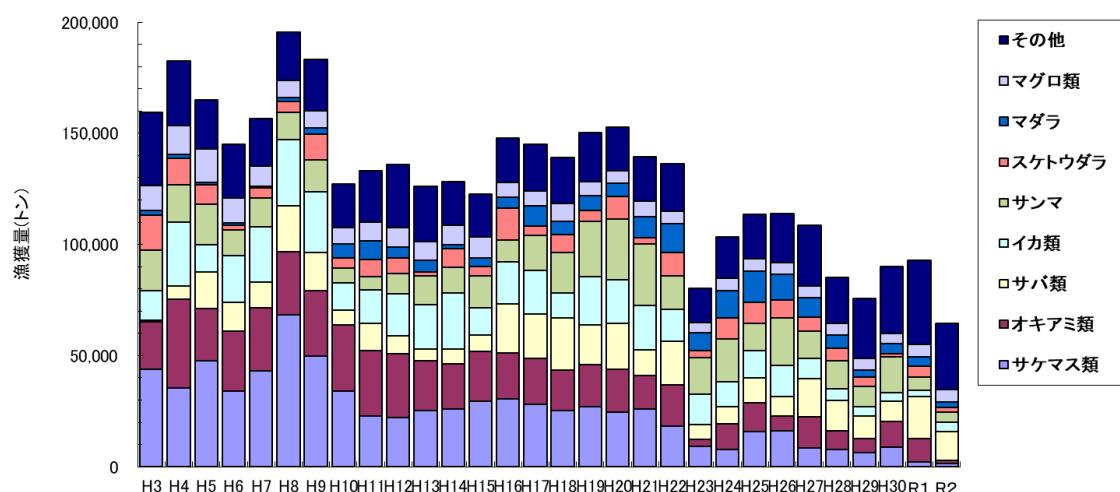
(1) 海域の特徴

岩手県は本州の北東部に位置し、海岸は宮古市閉伊崎付近を境として、北部は隆起海岸、南部は入江の多い典型的なリアス式海岸を形成し、海岸線の総延長は708kmに及ぶ。

沿岸域は、概して急深で大陸棚が狭く、底質の大部分は、砂岩、花崗岩等で形成され、アワビ・ウニ等の磯資源をはじめとする水産動植物の生息場となっている。リアス式海岸では、静穏な海域を利用し、ワカメ・コンブ・カキ・ホタテガイ等の養殖が盛んに行われている。沖合域では、親潮・黒潮北上暖水・津軽暖流の混合域となっているため、複雑な潮境が形成され、さんま棒受網、いか釣り漁業等多様な漁業種類の好漁場が形成されている。また、沿岸の河川において、古くから栽培漁業の対象として放流が行われてきた。

(2) 資源・来遊状況

岩手県の漁獲量（属人）は平成3年ごろから120,000～190,000トンで推移していたが、平成23年に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けて漁獲量が減少し、震災後は110,000トン前後で推移している。岩手県では、サケマス類、サンマ、イカ類、サバ類、オキアミ類などが主要な漁獲物となっており、特に沿岸漁業では、サケが重要な位置を占めているが、サケは平成8年には、70,000トン近くの漁獲量があったが、近年は低迷し、平成27年以降の漁獲量は10,000トン以下で推移している。



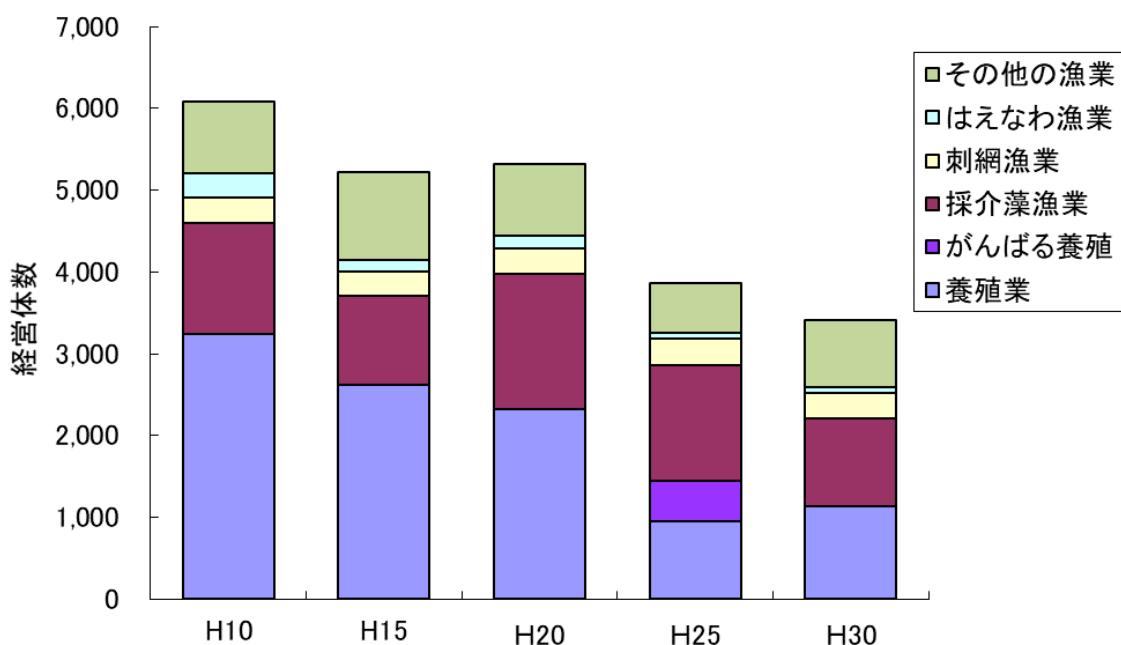
岩手県の海面漁業漁獲量の推移 (漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(3) 漁業実態

岩手県の海面漁業生産量のうち、概ね6割を沿岸漁業生産量が占めており、中でも秋サケが基幹魚種となっている。また、海面養殖業では、ワカメを始めとする環境への負荷の小さい無給餌型の養殖業が主に展開されている。

ア 漁業種類別経営体数

岩手県の漁業経営体数は、平成30年の漁業センサスでは3,406経営体で、平成25年に比べて約12%減少した。主とする漁業種類別経営体数でみると、採介藻が最も多く、次いで他の漁業、わかめ類養殖、ほたてがい養殖の順であり、海面漁業が66%、養殖業が34%となっている。



主とする漁業経営体数の推移 (漁業センサス報告書を基に作成)

※ がんばる養殖: がんばる養殖復興支援事業の参加者数。漁業センサスの統計に算入されていないもの。

約82%の経営体が2～4種類の漁業種類を営んでおり、1種類のみの経営体は約5%と少ない。海面漁業のうち、営んだ漁業種類の延べ経営体数では、他の漁業、採介藻、ワカメ養殖の順となっている。

イ 漁業種類別生産量・生産額

令和元年の海面漁業漁獲量は92,774トン、このうち遠洋沖合漁業が26,416トン、沿岸漁業が66,358トンとなっている。岩手県の海面漁業漁獲量に占める漁業種類別の漁獲量は、

定置網 48%、沖合底びき網 14%、船びき網 11% となっている。魚種別では、サバ類 19,197 トン、イワシ類 13,367 トン、ブリ類 11,161 トンの順である。令和元年の生産額は、マグロ類 64 億円、アワビ類 20 億円、サンマ 18 億円で、基幹魚種である秋サケの資源減少が岩手県の沿岸漁業に大きく影響している。

2 岩手県の資源管理実態

(1) 現状

岩手県では、採介藻漁業を中心に古くから漁業規制と漁場の監視を実施しており、資源管理に取り組んできた経緯がある。なかでもアワビやウニについては、口開け制度と殻長制限は徹底して守られてきている。

また、サケに関しては、ふ化放流事業が積極的に取り組まれ、産卵親魚の河川そ上を保護するための禁漁区域の設定及びサケ稚魚放流期の定置網漁業の目合い制限を実施している。

(2) 資源管理・資源回復計画等

岩手県では、平成 3 年から資源管理型漁業推進総合対策事業により、本格的に魚類の資源管理に取り組み、昭和 56 年から種苗放流を行ってきたヒラメを対象として、岩手県資源管理型漁業実践推進協議会を設置し、県漁連などの関係団体と共に調査や検討を重ねてきた。

県では、平成 5 年にヒラメ資源管理指針、それに続き平成 11 年にマコガレイ資源管理指針、平成 17 年にアイナメ資源管理指針を策定し、それに沿った形で漁業者団体が資源管理計画を策定し、資源管理に取り組んできた。また、一部地域で行っていたミズダコ体重規制について全県で取り組みを進めるため、資源管理計画を策定した。

資源回復計画制度のもとでも、引き続き資源管理計画の実践に取り組み、県ではその中からヒラメ、ケガニ、ミズダコの 3 種の資源回復計画を策定し、漁獲努力量の削減に取り組んでいる。

(3) 自主的な資源管理

岩手県の採介藻漁業では、第一種共同漁業権におけるアワビ、ウニ、ナマコ、ホッキガイ、ワカメ、コンブ漁業について、各漁業協同組合単位で操業の解禁日や解禁時間を設定し、漁獲努力量の削減、密漁監視など資源管理や漁業調整に取り組んでいる。また一部の漁業協同組合では、公的規制以外にも全長制限や体重制限による漁獲物制限、一操業当たりの漁獲量、独自での禁漁区を設けている。また、アワビ、ウニ、ナマコについては栽培漁業対象種として種苗生産経費の漁業者負担による種苗放流が行われている。

また、岩手県沿岸域における主力魚種であるサケについては、漁業者自身による増殖事業の実施や水揚賦課金による協力に基づいて、ふ化放流事業が行われている。

岩手県のこれまでの資源管理体制

| 魚種 | 計画 | 策定主体 | 策定年月 | 内容 |
|-------|----------------------|------|-------|---|
| ヒラメ | 資源管理推進指針 | 県 | H 6.3 | ① 全長制限:30cm 未満の小型魚の再放流 |
| | 資源管理計画 | 県漁連 | H 8.6 | ① 全長制限:30cm 未満のヒラメの再放流 ② 網目制限:4寸目未満使用禁止(6~10月) (いかり止め底刺網漁業) ③ 禁止区域の設定:増殖場、放流区域 |
| | 資源回復計画 | 県 | H18.2 | ① 全長制限:30cm 未満のヒラメの再放流 ② 網目制限:4寸目未満使用禁止(6~10月) (いかり止め底刺網漁業) ③ 種苗放流、漁場環境保全 |
| | 漁獲努力量削減計画 | 県漁連 | H18.8 | 資源回復計画の①,②の内容 |
| マコガレイ | 資源管理推進指針 | 県 | H11.6 | ① 全長制限:25cm 未満漁獲禁止(1~2月) 20cm 未満漁獲禁止(3~12月) ② 網目制限:4寸目未満使用禁止(刺網漁業) |
| | 資源管理計画 | 県漁連 | H13.7 | ① 全長制限:周年 20cm 未満漁獲禁止 ② 網目制限:周年 3.8 寸目未満使用禁止(刺網漁業) |
| アイナメ | 資源管理推進指針 | 県 | H17.1 | ① 全長制限:25cm 未満の小型魚の再放流 |
| | 資源管理計画 | 県漁連 | H18.7 | ① 全長制限:25cm 未満の小型魚の再放流(H19.8.1~) |
| ミズダコ | 資源管理計画 | 県漁連 | H18.7 | ① 体重制限:2kg 未満のミズダコ再放流(H21.8.1~) |
| | 資源回復計画 (ケガニ・ミズダコ) | 県 | H20.3 | ① 体重制限:普代村以北では体重 2kg 未満、田野畠村以南では体重 1kg 未満の小型ミズダコ再放流 |
| | 漁獲努力量削減計画 | 県漁連 | H20.9 | 資源回復計画の①の内容 |
| ケガニ | 資源回復計画 (ケガニ・ミズダコ) | 県 | H20.3 | ① 漁具制限:1 操業あたり 800 個制限(12~3月) (カゴ漁業) ② 全長制限:甲長 7cm 以下再放流 雌ガニの採捕禁止 (沖合底びき網) |
| | 漁獲努力量削減計画 | 県漁連 | H20.9 | 資源回復計画の①の内容 |

3 資源管理の方向性

(1) 公的規制の徹底

岩手県では、持続的な資源の利用を目的に漁業調整規則で以下の採捕禁止期間（あわび、なまこ、ほっきがい）と全長等制限について記載している。この公的規制については、漁業者等の認知も高く、従来どおり遵守されるよう指導を行っていく。

また、漁業権免許における条件として、定置漁業ではサケ稚魚の保護に関する漁具規制、漁業許可における条件として、ケガニ等の採捕時期に関する制限等が設定されており、これら公的規制については、取締機関等と連携しながら徹底していく。

水産基本計画に基づき、岩手県では平成18年にヒラメ資源回復計画、平成20年にケガニ・ミズダコ資源回復計画を策定するなど資源管理に取り組んできたが、平成18年に策定したヒラメ資源回復計画に基づいて、平成19年9月7日岩手海区漁業調整委員会指示第3号を発動し、全長30cm未満のヒラメ採捕の禁止を徹底させている。（その後、現在まで同様の委員会指示が毎年発動されている。）

(2) 積極的な資源管理の実施

岩手県ではこれまで、ヒラメ、ケガニ、ミズダコ、マコガレイ、ケガニ、アイナメを資源管理対象魚種として、岩手県漁業協同組合連合会をはじめ漁業団体を中心に構成される資源管理型漁業者協議会で、各魚種の資源状況の検討、資源管理計画の策定、実践、効果について議論してきた。

今後においても、漁業者団体と共に、資源管理型漁業の普及、必要な情報の提供等を行い、漁業者による自主的な取り組みを支援していく。

(3) 資源の維持回復の推進

岩手県では、古くから行われているサケの増殖事業のほか、地先資源の栽培漁業対象種としてアワビ、ウニ、ナマコ、ヒラメについて、種苗生産技術の開発、種苗放流に取り組んできた。これらの栽培対象種については、資源造成による漁獲量の増加と持続的利用を達成させることができるような放流方法と資源管理のあり方について検討していくとともに、主要な魚種では資源状況について隨時、調査に基づく評価を行い、資源の悪化がみられる魚種については、さらなる資源管理方策の助言や指導を行い、沿岸の資源の維持回復に努めることとする。

(4) 水産資源の持続的利用のための技術開発とモニタリング機能の強化

漁場の生物及び非生物環境の変化を的確にとらえ、漁業対象生物の資源量変動との関係を解明するために行われているモニタリング調査は、岩手県の水産資源の持続的利用並びに海洋環境変動の把握にとって不可欠であり、これまでのモニタリング調査との連続性を維持しつつ、水研、他県等と連携を強化するとともに最新技術の導入により効率かつ効果的に進め、県民に情報発信を行う。

これにより、数ヶ月後の海況を予測できる技術の開発を進め、多様な方法で漁業者に迅速に伝達する方法を開発するとともに、資源量調査に加えて海洋観測や生態調査、市場調査や海洋観測システム等の各種モニタリング調査を続けながら、そのデータを駆使して資源管理の評価を行うとともに、魚種別の資源評価を進め、持続的な漁業が可能となる資源管理手法の提言を行うこととする。

(5) 本指針における公的規制と自主的資源管理措置

本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取り組みの開始された平成14年度以降に、これら公的規制に移行したものについては、本指針においては、自主的取り組みとしてみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

【魚種別資源管理】

1 アワビ

(1) 資源及び漁獲の状況

岩手県では、エゾアワビが漁獲されており、その漁獲動向は、昭和34～35年に1,600トンほどの漁獲があったが、その後増減を繰り返しながら昭和58年には400トン代にまで減少し、昭和59年には152トンまで減少した。この前後から、岩手県では大量の人工種苗放流による栽培漁業が推進され、昭和59年には500万個、震災前は800万個程度が放流されていた。

資源の状況を漁獲動向から判断すると、岩手県地先のアワビ資源は漁獲が高水準期であった昭和30～40年代と比べて、低水準で横ばい傾向にあると推察される。震災前は、混獲率等の調査から20%程度が放流資源として占められ、漁獲量の安定につながっていた。しかしながら、震災により平成26年まで大規模な種苗放流が中断された影響で、放流資源の減少が懸念されている。一方、資源の変動は、天然稚貝の発生や餌となる海藻の発生状況など海況が要因となる部分も大きい。

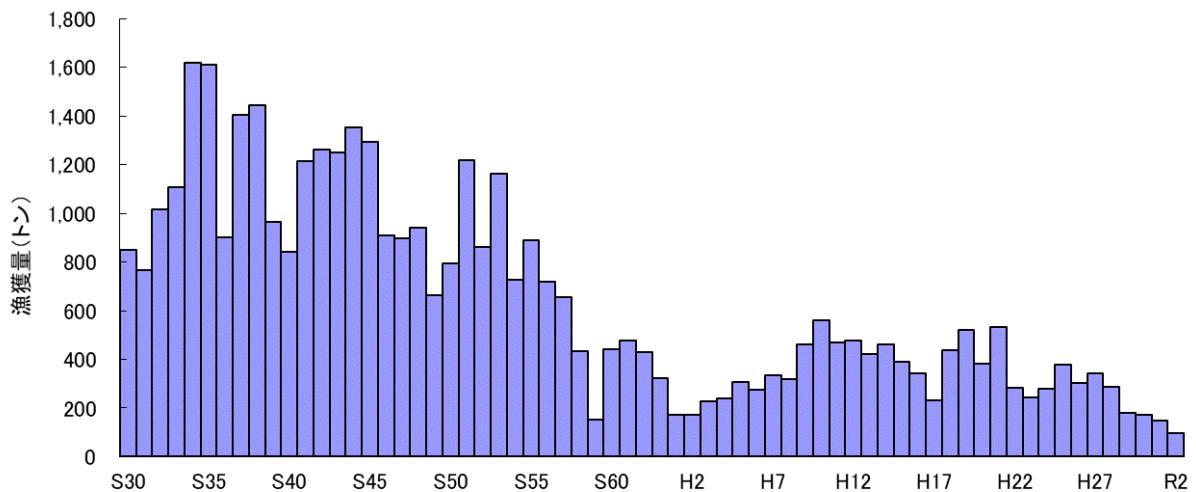
岩手県ではアワビは、「あわび漁業」として、免許（第一種共同漁業権区域内）と許可（漁業権区域外）で行われ、鉤による漁獲が大部分であるが、一部、潜水で漁獲されている。また、岩手県漁業調整規則で殻長90mm以下の採捕、3月1日から10月31日までの期間の採捕が禁止されている。各漁業協同組合では、11月～12月を中心とした漁期に、数回の解禁日と解禁時間内で操業する開口制で操業している。

漁獲量は、近年100～500トンで増減を繰り返しており、令和2年には97トン（震災前平均比28%）に留まっている。漁業者による資源管理が行われている中で、依然として漁獲量が低い水準にある要因として、密漁による影響も大きいとの指摘もある。

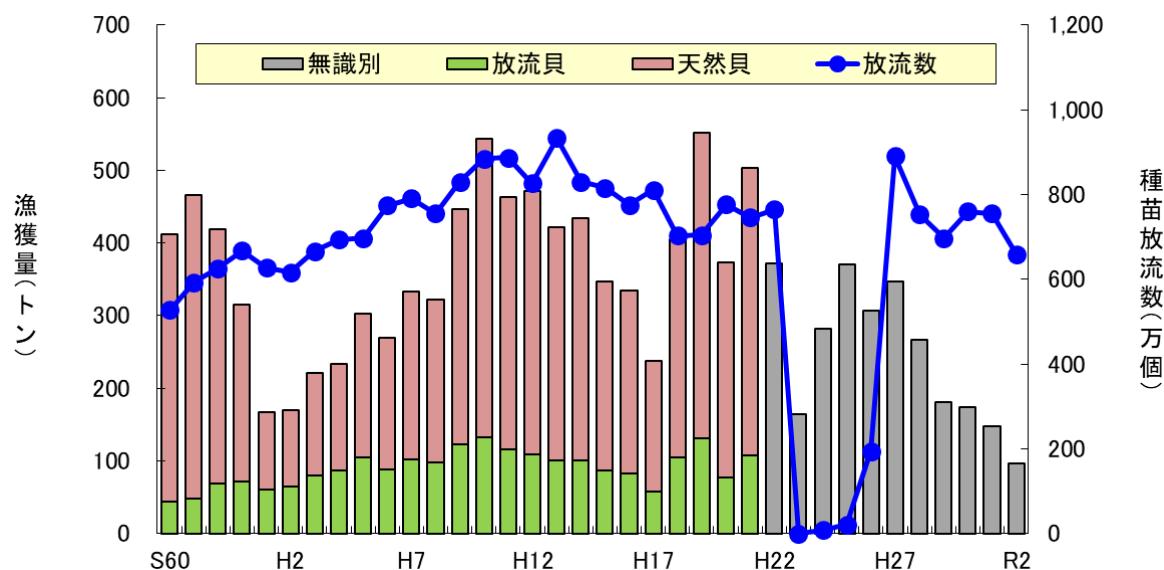
(2) 資源管理目標

近年、漁獲量は安定しているものの過去と比較して依然として低水準で横ばい傾向であることから、この資源を適切な水準に維持・回復するためには、乱獲による資源量低下を防ぎ、栽培漁業として放流している種苗放流の取り組みが重要である。

平成27年3月31日策定の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（岩手県第7次栽培漁業基本計画）では、令和3年度における放流数の目標は震災前を上回る年間約890万個としており、この放流数を達成することで震災前の資源量への回復が期待されることから、漁獲量についても震災前10年間の平均約400トンに回復することを目標とする。



岩手県のアワビ漁獲量の推移（漁業・養殖業生産統計年報を基に作成）



岩手県のアワビ天然貝・放流貝の漁獲量及び種苗放流数（岩手県資料）

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

あわび漁業

あわび漁業については、岩手県漁業調整規則によって定められている採捕禁止期間、殻長制限、第一種共同漁業権免許及び漁業許可の内容、条件、漁業権行使規則を遵守するほか、これまで取り組まれてきた各漁場・各漁業協同組合における自主的資源管理措置である開口制を通じ、引き続き下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁の設定

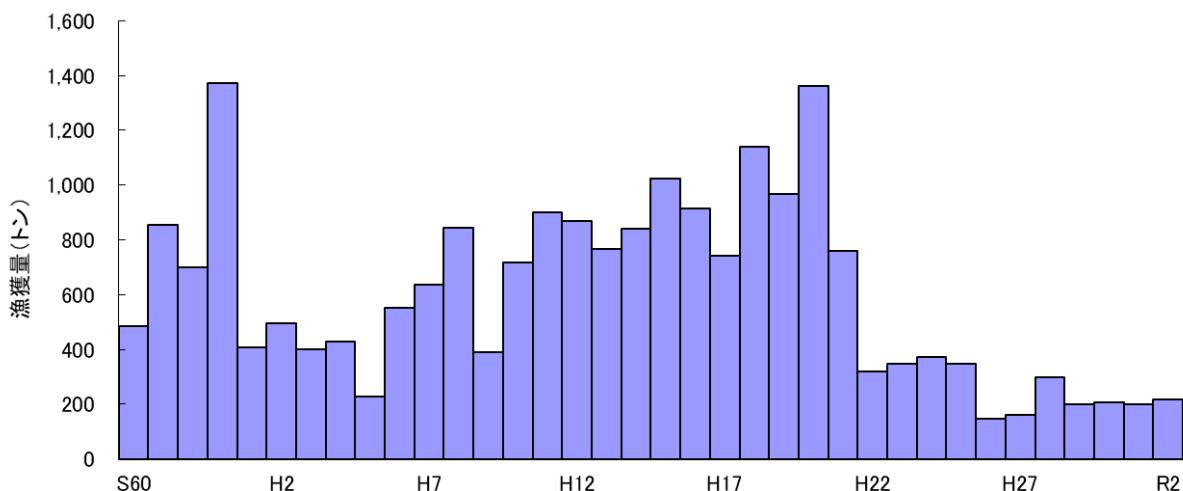
上記の資源管理措置のほか、これまで各地区・各漁協で実施している種苗生産、中間育成、種苗放流による栽培漁業の推進、種苗放流場所や育成場等において小型個体を保護するための禁漁区の設定、漁場造成や漁場管理（餌料海藻の確保、外敵駆除、磯掃除、密漁監視）を引き続き実施する必要がある。

2 ワカメ

(1) 資源及び漁獲の状況

1年生海藻であるワカメは、県内沿岸の浅海域に群落としての藻場が形成されているが、繁茂状況は、波浪、栄養塩及び水温等の条件の影響を受ける。岩手県では、昭和40年頃からワカメ養殖が盛んに行われるようになって天然ワカメの漁獲は減少し、近年の漁獲量はおよそ150～1,400トンの間で増減を繰り返している。

岩手県の天然ワカメは、第一種共同漁業権（免許）のわかめ漁業として、箱眼鏡、鎌、撫棒の漁具を用いて、良質のものを選別しながら採取している。このため、資源が枯渇するほどの漁獲圧はない。主に3～5月の漁期には、出荷するための成葉の採取を行っているが、乱獲を防ぐため、解禁日を定めた開口制で操業している。



岩手県の天然ワカメ漁獲量の推移（漁業・養殖業生産統計年報、岩手県漁連資料を基に作成）

(2) 資源管理目標

天然ワカメの資源量は、自然条件の影響や、沿岸域の環境条件による藻場の減少など、漁獲以外の要因も大きく、漁獲が与える資源への影響は不明であるため、現状の漁獲努力量を増加させないようにし、漁獲量が震災前10年間の平均約900トンとなる資源状況を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

わかめ漁業

天然ワカメに関しては、第一種共同漁業権免許の内容、**条件**及び漁業権行使規則に基づく漁具漁法や採捕期間の制限を遵守するほか、幼葉の時期に良質の天然ワカメ資源の確保や、胞子葉の時期に翌年採取する天然ワカメ資源の保護のため、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○操業期間の短縮

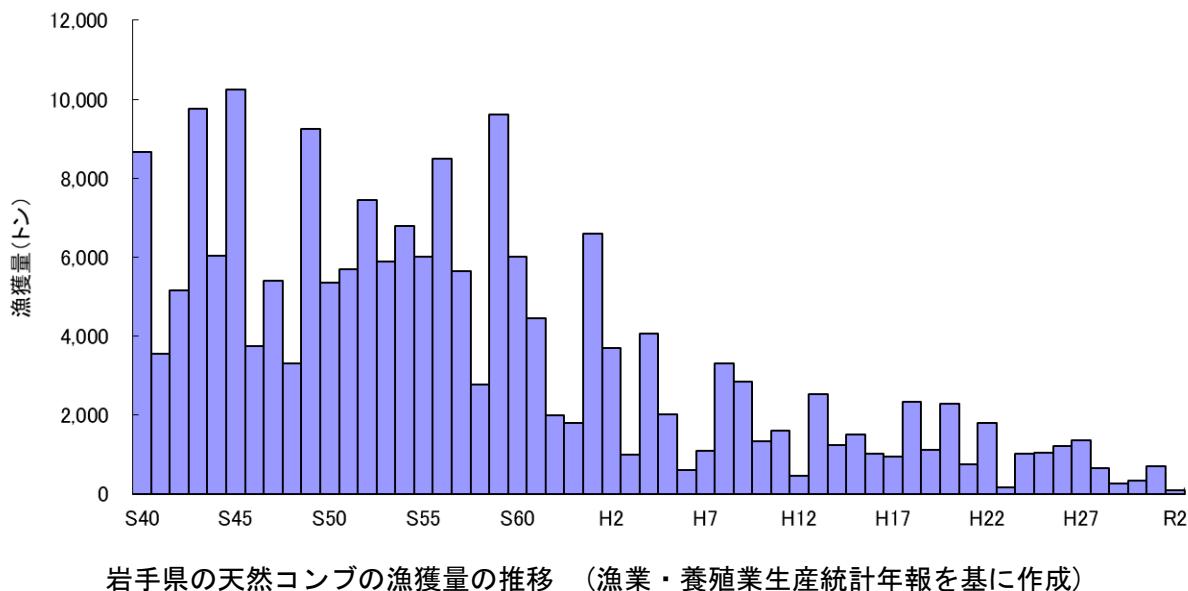
上記の取り組みのほか、磯掃除による漁場環境の保全や、藻場造成に引き続き取り組む必要がある。

3 コンブ

(1) 資源及び漁獲の状況

天然コンブは、県内沿岸の浅海域各地に群落としての藻場が形成されている。繁茂状況は、ワカメ同様、波浪、栄養塩及び水温等海況の条件のほかウニ等植食動物の食圧の影響を受ける。近年では、磯焼け現象で藻場が減少している地域もある。昭和 55 年ごろからコンブ養殖が盛んに行われるようになって、天然コンブの生産量に影響を及ぼしているが、近年の生産量は震災が発生した平成 23 年を除くと **100～2,500 トン** の間で増減を繰り返している。

岩手県の天然コンブは、第一種共同漁業権（免許）のこんぶ漁業として、主に箱眼鏡と鎌、撫棒によって漁獲されている。ワカメと同様、開口制により、乱獲を防ぎ、資源確保に努めている。



岩手県の天然コンブの漁獲量の推移（漁業・養殖業生産統計年報を基に作成）

(2) 資源管理目標

天然コンブの資源量は前述のように自然条件の影響や外敵生物の発生、沿岸域の環境条件による藻場の減少など、漁獲以外の要因も大きく、漁獲が与える資源への影響も不明なため、現状の漁獲努力量を増加させないようにし、漁獲量が震災前 10 年間の平均約 1,600 トンとなる資源状況を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

こんぶ漁業

天然コンブに関しては第一種共同漁業権の免許の内容、**条件**、また行使規則で定められている漁具漁法や採捕期間の制限を遵守し、これまで自主的に取り組まれている各漁業協同組合における開口制のほか、母藻等を保護し天然コンブ資源の管理のため下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○ 操業期間の短縮

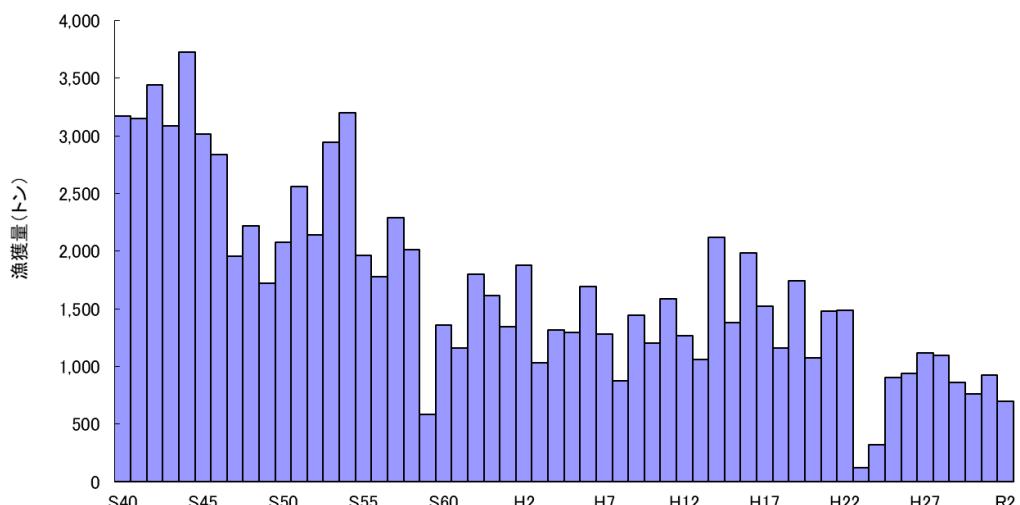
上記の措置のほか、各地区で自主的に取り組んでいる増殖礁の設置や植食動物であるウニ等の除去や母藻投入などのコンブ藻場の回復活動の取り組みを、地区毎に引き続き実施していくこととする。

4 ウニ

(1) 資源及び漁獲の状況

ウニは、キタムラサキウニとエゾバフンウニが漁獲されているが、漁獲の9割程度がキタムラサキウニで残り1割がエゾバフンウニである。ウニはアワビに次いで岩手県の重要な磯根資源となっている。昭和40年代の始め頃は3,000トン程度の漁獲があったが、年変動が激しく、近年は震災後の平成23年及び平成24年を除くと約900～2,100トンの間で増減を繰り返している。水温や餌料となる海藻の発生の影響、また海藻の繁茂状況によって漁獲効率が低下するため、漁獲動向が資源量の動向を直接反映しているとは言えないが、資源量も年変動していると思われる。漁業調整規則により、キタムラサキウニは殻径5cm以下、エゾバフンウニは殻径4cm以下の採捕が禁止され、小型個体が保護されている。岩手県では、昭和62年から種苗生産が開始され、キタムラサキウニとエゾバフンウニ両種の人工種苗の放流、移植、漁場造成、適正な漁獲でウニ資源の維持回復を図っている。

岩手県では、第一種共同漁業権（免許）のうに漁業として、主に箱眼鏡と鉤、たも網によつて漁獲されているほか、一部地域では潜水器漁業で漁獲されている。多くの地区では、他の採介藻と同様に開口制で漁獲されている。



岩手県のウニ類の漁獲量の推移 (漁業・養殖業生産統計年報を基に作成)

(2) 資源管理目標

ウニ類の資源量の変動は前述のように自然条件の影響、沿岸域の環境条件による藻場の減少のほか、漁獲効率の変動など、さまざまな要因が考えられるが、漁獲が与える資源への影響も大きいものと思われるため、現在の漁獲努力量を増加させないようにし、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

うに漁業

第一種共同漁業権の免許の内容、**条件**、また行使規則で定められている漁具漁法や採捕期間の制限を遵守するほか、各漁業協同組合における自主的な資源管理措置である開口制を通じて、引き続き下記のこの措置に重点的に取り組むことが必要である。

○休漁の設定

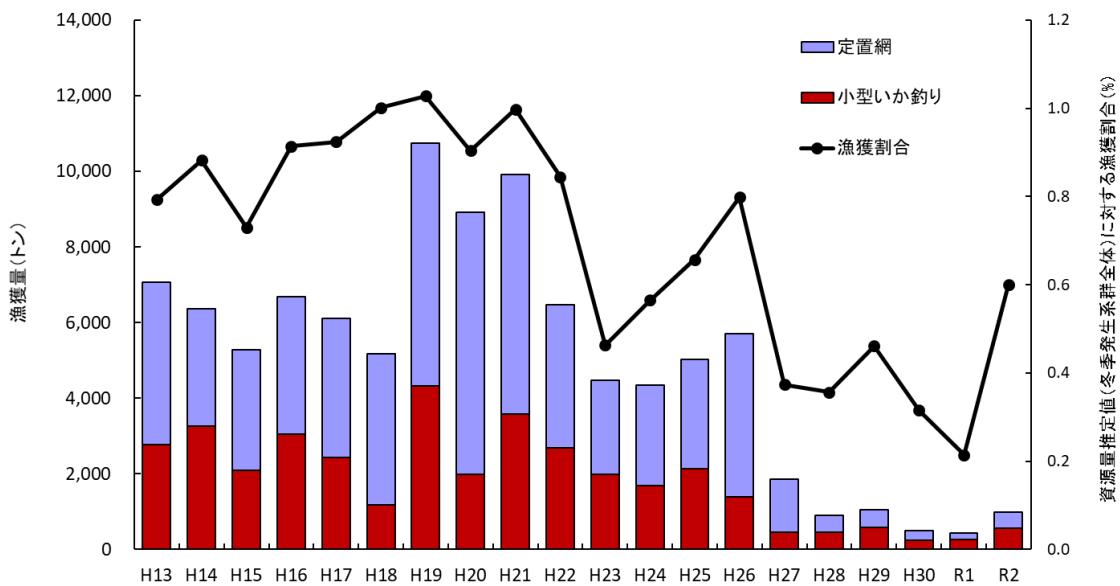
上記の措置のほか、これまで各地区・各漁協が実施している種苗放流の他、増殖施設の設置や移植、海藻漁場ではウニを除去するなどの適切な管理による磯焼け防止などに取り組みながら、アワビや海藻類の資源量バランスの維持に取り組んでおり、これらの措置を引き続き実施する必要がある。

5 スルメイカ

(1) 資源及び漁獲の状況

スルメイカは、岩手県近海では冬季発生系群を主に漁獲している。スルメイカ資源については、TAC魚種として水産庁及び国立研究開発法人水産研究・教育機構で毎年資源評価が行われており、**漁業法及び資源管理基本方針等**により漁獲可能量として知事管理量が定められている。本種の資源量は、漁獲の影響だけでなく海洋環境の変動により大きく変わることが知られているが、資源量に対する岩手県船（指定漁業を除く）の漁獲量は1%以下と推定され、資源全体に対する岩手県船の漁獲圧力は小さいと推測される。

岩手県では、漁獲量の大半は定置網漁業が占めるが、指定漁業を除くいか釣り漁業では、総トン数5トン以上30トン未満の動力漁船（許可）、総トン数5トン未満の動力漁船（自由漁業）で漁獲されている。いか釣り漁船では、自主的な資源管理として、光力上限規制、休漁、箱数制限を行っている。



岩手県のスルメイカの漁獲量の推移（岩手県資料及び水産庁・（国研）水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価 平成28年度スルメイカ冬季発生系群の資源評価」のデータにより作成）

(2) 資源管理目標

本指針において対象となる小型いか釣り漁業及び定置網漁業による漁獲は、資源のごく一部を利用しているに過ぎず、その資源管理措置が全体に与える影響は不明である。国は、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の中で、スルメイカは海洋環境条件に応じた資源水準の維持を基本方針として管理することを中期的な方針としているものの、現在の親魚量は資源回復措置の発動がなされる水準を下回っていることから、短期的には資源の回復を図るよう管理すべきとしている。この国の方針を達成するため、岩手県においても現状の漁獲努力量を増加させないこととする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

小型いか釣り漁業

資源量を維持させるために、岩手県漁業調整規則、**制限措置**、**条件**を遵守するほか、自主的な資源管理措置として休漁日の設定に取り組んでおり、引き続き下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁の設定

上記の措置のほか、光力上限制限、これまで岩手県沿岸漁船漁業組合で取り組まれてきた自主的な資源管理措置としての漁獲数量規制についても引き続き実施し、資源量の維持を図る必要がある。なお、他道府県海域で操業する者にあっては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。

定置網漁業

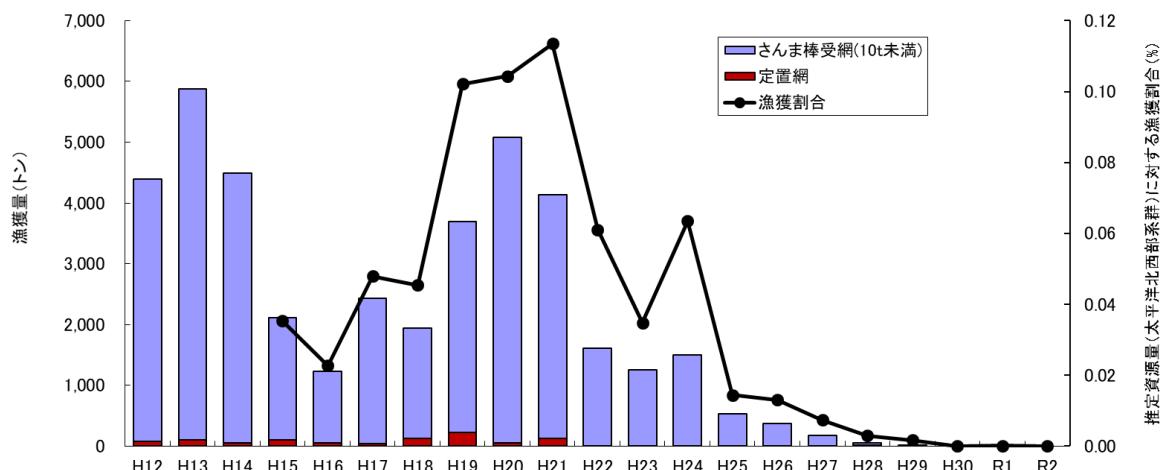
磯建網漁業を含む定置漁業（小型・大型）については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従う。

6 サンマ

(1) 資源及び漁獲の状況

サンマは、岩手県近海では太平洋北西部系群の一部を漁獲している。サンマ資源については、TAC 魚種として水産庁及び国立研究開発法人水産研究・教育機構で毎年資源評価が行われており、**漁業法及び資源管理基本方針等**により漁獲可能量として知事管理量が定められている。

岩手県管理部分では、総トン数 10 トン未満の動力漁船によるさんま棒受網漁業（許可）、定置網漁業（免許・許可）で漁獲されているが、定置網での漁獲の占める割合は僅かである。資源状況により漁獲は変動を受けるが、資源量に対する岩手県船（指定漁業を除く）の漁獲割合は 0.2%未満と推定され、資源全体に対する岩手県船の漁獲圧力は極めて小さいと推測される。



岩手県のサンマ漁獲量の推移（岩手県資料及び水産庁・（国研）水産研究・教育機構「平成 28 年度国際漁業資源の現況 サンマ北太平洋」のデータにより作成）

(2) 資源管理目標

本指針において対象となる総トン数 10 トン未満の動力漁船によるさんま棒受網漁業の漁獲は、資源のごく一部を利用しているに過ぎず、その資源管理措置についても全体に与える影響は不明であるが、資源量は中期的には減少傾向を示していることから、国の目標である現在の資源状況維持を達成するため、岩手県においても現状の漁獲努力量を増加させないこととする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

総トン数 10 トン未満の動力漁船によるさんま棒受網漁業

資源量を維持させるために、漁業関係法令、岩手県漁業調整規則、**制限措置**、**条件**を遵守す

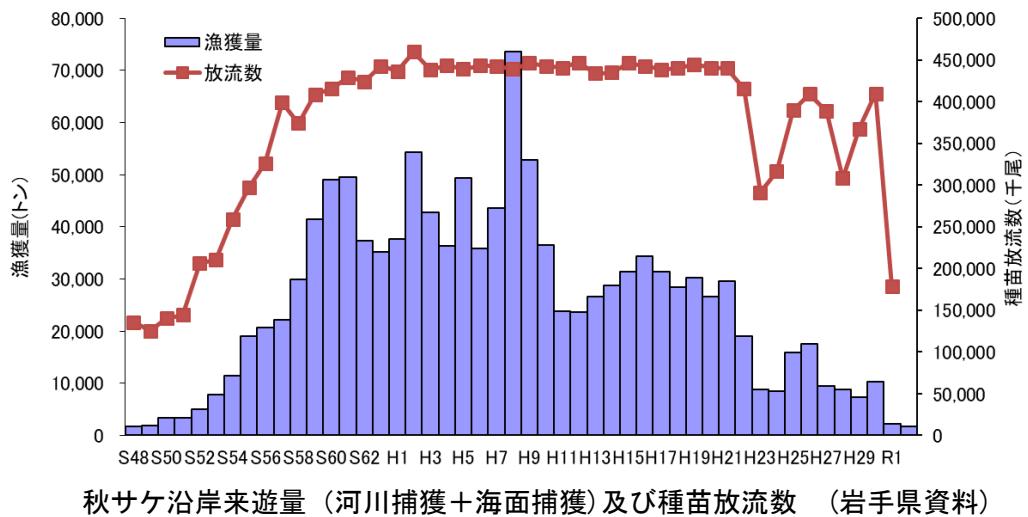
るほか、自主的な資源管理措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁の設定

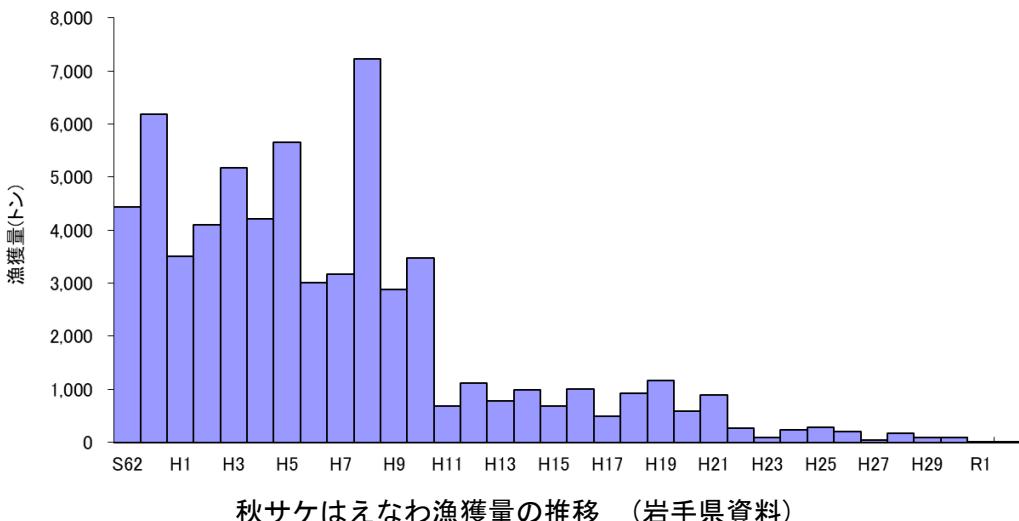
7 サケ

(1) 資源及び漁獲の状況

サケは、岩手県の沿岸漁業において重要な位置を占め、古くからふ化放流事業に取り組まれており、昭和 59 年度から震災前まで、ほぼ一定して約 4 億 4 千万尾の種苗放流を行っていた。震災後は放流数が減少したものの、平成 30 年度までは約 3～4 億尾の放流が続いていた。漁獲量（沿岸漁獲＋河川漁獲）は、平成 8 年度の 73,000 トンをピークに急減し、震災後も定置網が早期に復旧したにもかかわらず、漁獲量は約 1,700～17,600 トン（ピーク時の約 3～24%）と昭和 50 年代前半以来の低い水準となっている。特に、令和元年度以降は極端な不漁となり、ふ化放流事業に使用する親魚の確保が困難な状況となっている。回帰率も、昭和 55 年度～平成 10 年度までは 2.8%～5.5% であったが、平成 11 年度～平成 22 年度は 1.4%～2.3%、平成 23 年度～令和元年度は 0.2%～1.3% と低迷が続いていることから、回帰率低下が漁獲量減少の主要因となっている。



岩手県では、9割以上が定置網漁業（免許・許可）、磯建網（免許）で漁獲されるほか、さけはえなわ漁業（許可）で漁獲される。近年のさけはえなわ漁業による漁獲は、沿岸来遊量がピークとなった平成 8 年には 7,000 トン以上あったが、来遊量の激減とともに減少し、震災前 10 年間は 500～1,200 トンの漁獲量となっていた。さらに、震災後の漁獲量は 300 トンを下回り、極めて低い水準にある。



(2) 資源管理目標

本指針において対象となる総トン数 10 トン未満の動力漁船によるさけはえなわ漁業での漁獲は、サケ資源のごく一部を利用しているに過ぎないほか、サケの来遊量については漁獲以外の要因も大きく、資源管理措置がサケ資源全体にあたえる影響は不明であることから、現状の漁獲努力量を増加させないこととする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

総トン数 10 トン未満の動力漁船によるさけはえなわ漁業

資源量を回復させるために、漁業関係法令、岩手県漁業調整規則、許可の制限措置、条件を遵守するほか、自主的な資源管理措置として休漁日を設定しており、引き続き下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁の設定

上記のほか、秋サケ資源造成のために引き続き、サケ稚魚の種苗放流に関する増殖経費の負担に取り組む必要がある。

定置網漁業

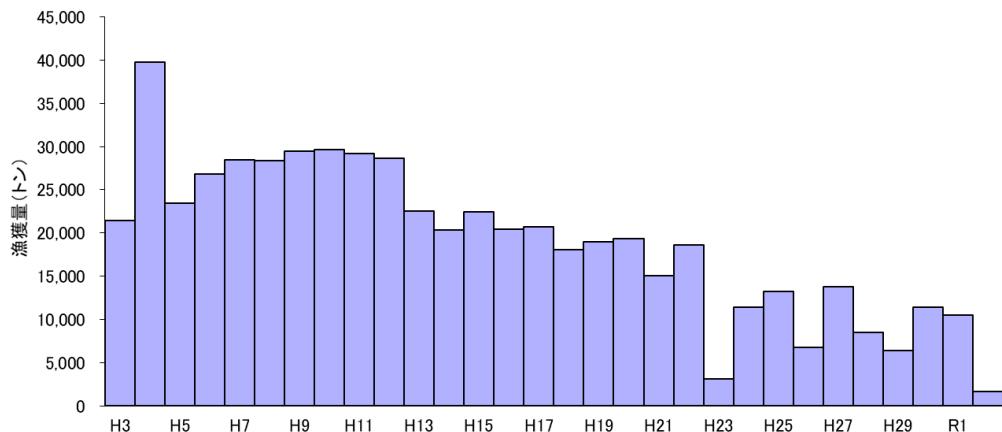
磯建網漁業を含む定置漁業（小型・大型）については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従う。

8 ツノナシオキアミ

(1) 資源及び漁獲の状況

ツノナシオキアミは、春先に三陸沖から常磐沖にかけて漁場が形成されるが、親潮第一分枝の冷水の接岸と密接な関係がある。資源量は、ツノナシオキアミを捕食する生物の生息量や、

海洋環境に関する要因のほか、海況の影響を受けて変動するが、資源のごく一部を漁獲しているに過ぎないため、漁獲量の変動から資源変動の経年動向を把握することは難しい。岩手県の来遊資源量は海況変動に左右されにくく、比較的安定していると言われ、震災前5ヶ年の漁獲量は15,000～19,000トン程度で推移していたが、震災後、風評被害や操業隻数が3割以上減少したこともあり、1,600～13,800トンと減少している。



ツノナシオキアミの漁獲量の推移（漁業・養殖業生産統計年報を基に作成）

岩手県のツノナシオキアミは、知事許可漁業の船びき網（あみ）漁業で行われている。以前はすくい網で行われていたが、船びき網による漁法になった昭和60年ごろから、漁獲量が増加した。近年は、岩手県の春季の漁獲対象種として重要な位置をしめている。

(2) 資源管理目標

ツノナシオキアミの資源量は、海況や環境条件の影響を受けやすく、漁獲以外の要因が大きいほか、漁獲が与える資源への影響は不明であるため、現状の漁獲努力量を増加させないようにし、資源状況を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

船びき網（あみ）漁業（許可）

ツノナシオキアミの産卵は周年であるが、特に春季がピークとなり、3～6月に成長し寿命は2年～2年半と言われている。上層部の水温が上昇する夏から秋の間は底層部に分布し、水温が7～8℃となる時期に浮上し漂泳するとみられ、漁獲努力量の削減により、資源の一部を獲り残すこととは、産卵個体や翌年の漁獲対象資源が保護されることから、自主的に取り組んでいる下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

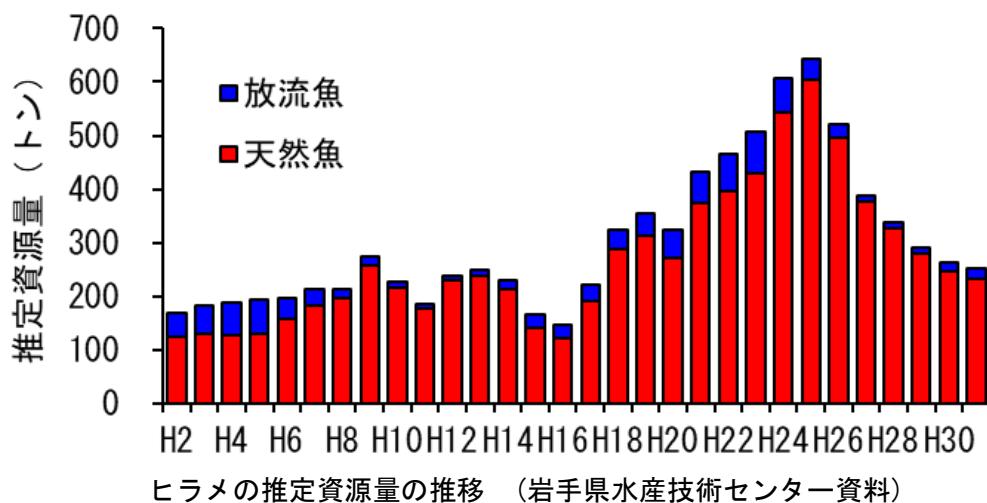
○漁業者毎の漁獲量の上限設定

上記の資源管理措置のほか、自主的に取り組んでいる操業時間の設定、漁船規模別による漁獲量の上限設定、曳網漁具の総延長上限などの自主的な管理措置についても引き続き取り組む必要がある。

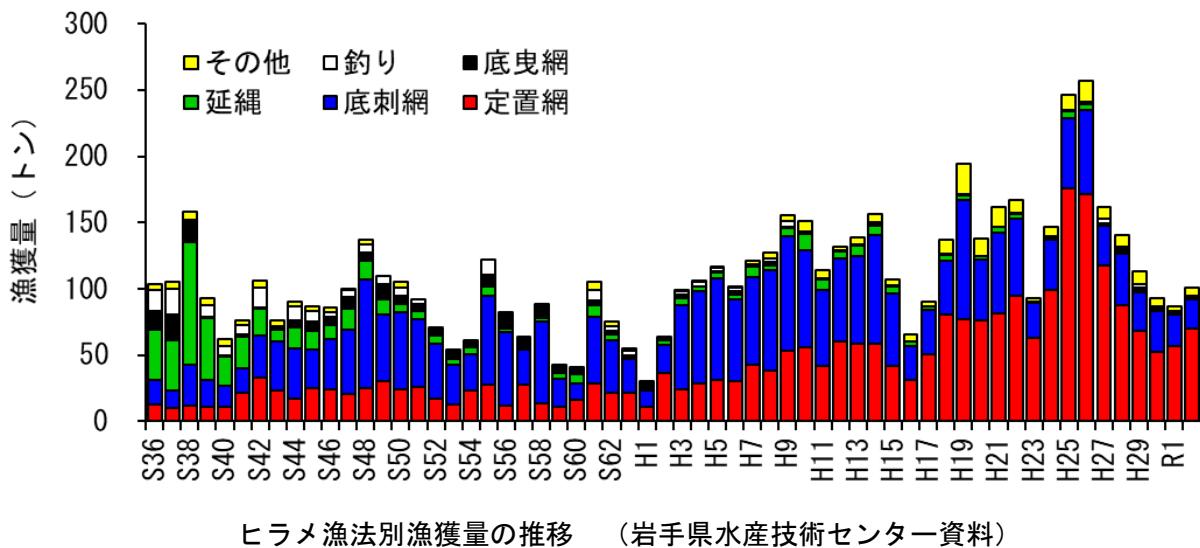
9 ヒラメ

(1) 資源及び漁獲の状況

魚市場で行っている全長組成調査と漁獲量から岩手県における1歳魚以上の資源量を推定したところ、資源量は150～700トン程度で推移していると推定される。資源量は、平成17年以降増加し、平成25年に最高水準に達したが、平成26年以降は減少傾向と推定される。資源に占める放流魚の割合は、事業化により110万尾が放流されるようになった平成13年以降高まっており、平成23年にかけて資源重量の10%以上が安定して放流魚で占められていたが、震災後は種苗生産施設の被災により放流が中断されたことから、近年は資源量に占める放流魚の割合（重量）は5%前後と推定される。



岩手県では、ヒラメは主に刺網漁業（いかり止め底刺網：第二種共同漁業権免許、固定式刺網漁業（許可））と定置網漁業（免許）で9割近くが漁獲されている。平成19年からの岩手海区漁業調整委員会指示により、全長30cmの1歳以上のみが漁獲対象となっており、主体は1～3歳魚となる。岩手県の漁獲量は、数年から10年程度の周期で増減を繰り返してきたが、平成2年以降増加、平成7年以降は平成15～17年と震災が発生した平成23年を除いて120トン以上で推移しており、平成26年には過去最大の257トンに達したものの、平成27年以降は減少に転じて震災前とほぼ同じ水準となっている。



(2) 資源管理目標

ヒラメ資源は、小型魚の採捕禁止等のこれまでの取り組みの成果もあり、現在中程度の水準にあるものの、天然資源の加入のみでは変動が大きく、**また、近年は減少傾向が続いている。**引き続き安定した資源を維持するためには、栽培漁業により良質な種苗を適地に適期放流して、その効果を高めることによって、資源水準の安定化を目指すことが必要である。これら栽培漁業と現行の全長制限の継続によって、現状の資源状況を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

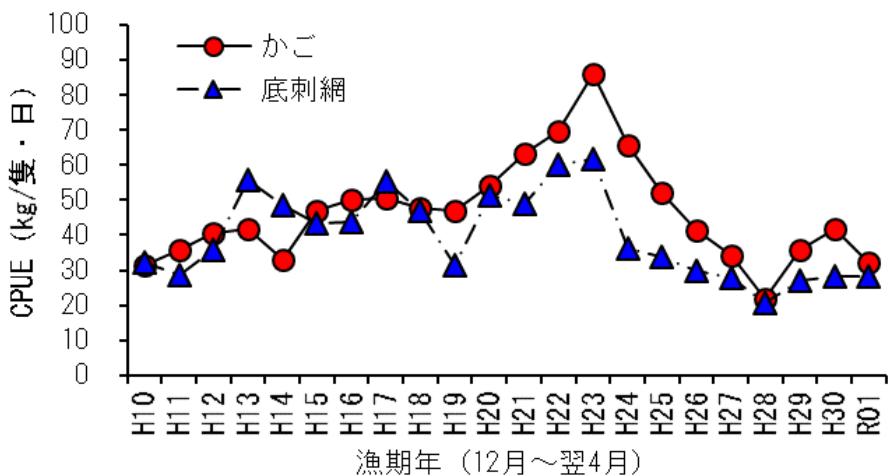
刺網漁業・定置網漁業

ヒラメは、刺網漁業と定置網漁業で漁獲されており、これらは、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従う。

10 ケガニ

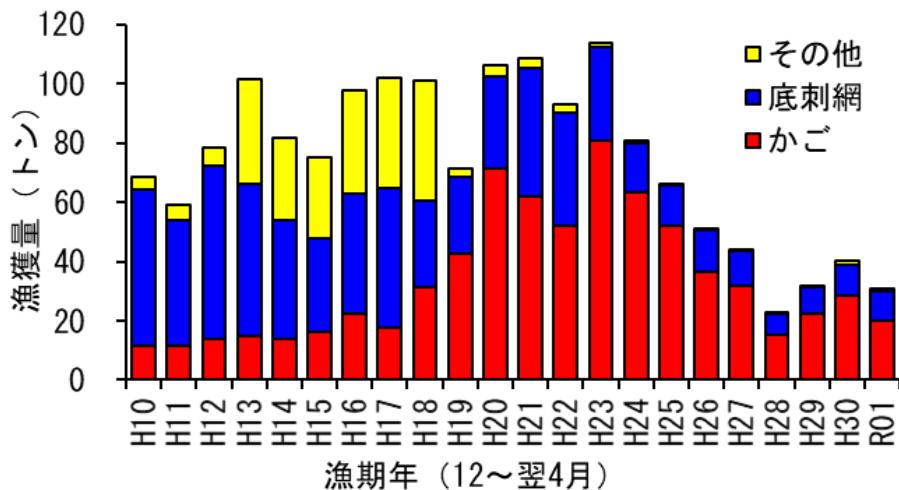
(1) 資源及び漁獲の状況

ケガニの資源量の指標としてかごと**底刺網**の1日・1隻あたりの平均漁獲量 (CPUE: kg/隻・日) の年変化をみると、**底刺網**のCPUEは、20~60kg/隻・日で増減を繰り返している。かごのCPUEは平成**10年漁期**以降増加傾向を示し、震災のあった平成**23年**に**平成10年**以降最大となった。一方、平成**24年度**以降はかご、**底刺網**とともにCPUEの減少傾向が続いており、**平成28年漁期**には両漁法ともに**平成10年漁期**以降で最低となった。**平成29年漁期**以降に再び增加傾向を示しているが、現在の資源量水準は低位、動向は**横ばい**であると推測される。



ケガニのかごと底刺網の平均漁獲量の推移 (岩手県水産技術センター資料)

岩手県では、ケガニは主にかご漁業（許可）、固定式刺網（許可）で漁獲されており、甲長 8 cm 超の 7 歳以上の個体が漁獲の主体となっている。漁期ごとにまとめた漁期年別の漁獲量は、5 年程度の周期で 60～100 トンの間で増減を繰り返しながら推移していたが、平成 24 年度以降は減少に転じ、平成 28 年漁期は平成 10 年度以降で最低の 22 トンとなった。



ケガニの漁獲量の推移 (岩手県水産技術センター資料)

(2) 資源管理目標

岩手県沖合のケガニは、平成 18 年漁期以降、かご漁業による漁獲割合が増加し、高い漁獲圧が継続していると考えられる。また、漁獲量の多かった平成 20～23 年漁期では、漁獲の主体となっていた大型個体の資源量減少と同時に、小型個体も減少傾向にあったと考えられる。調査船による漁獲調査においても、平成 23 年漁期以降は、全ての甲長サイズの漁獲が減少していることから、今後は早期に資源の回復を図るためにも小型個体の漁獲圧を徹底的に抑える必要がある。その対策として、平成 30 年 2 月以降に規制が開始された甲長制限の 7 cm から 8 cm への引き上げを着実に履行することが必要である。本指針では、早期に資源を回復させ、平成

23年度以前の60～100トンまで漁獲量を引き上げることを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

かご漁業・刺網漁業

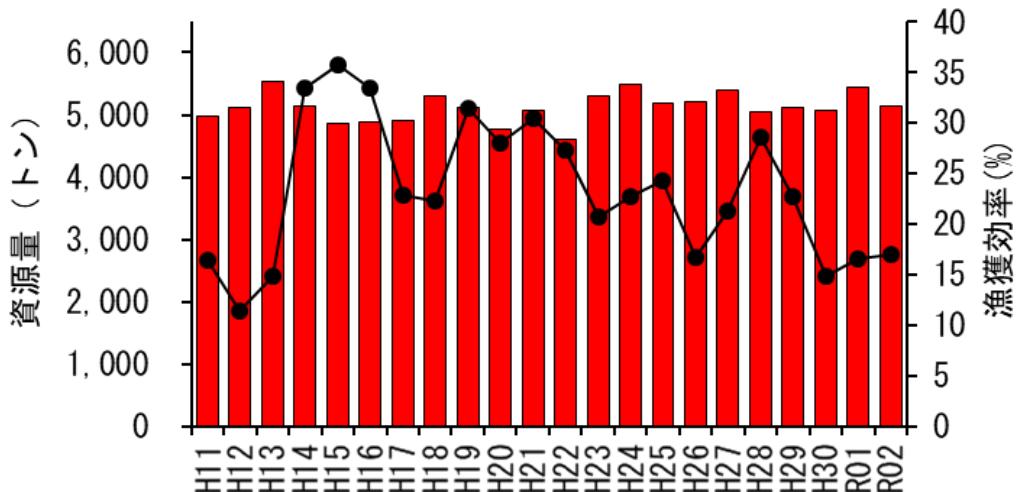
ケガニについては、かご漁業と刺網漁業で多くが漁獲されており、これらは、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取組む必要がある。具体的な取組については、後述の内容に従う。

11 ミズダコ

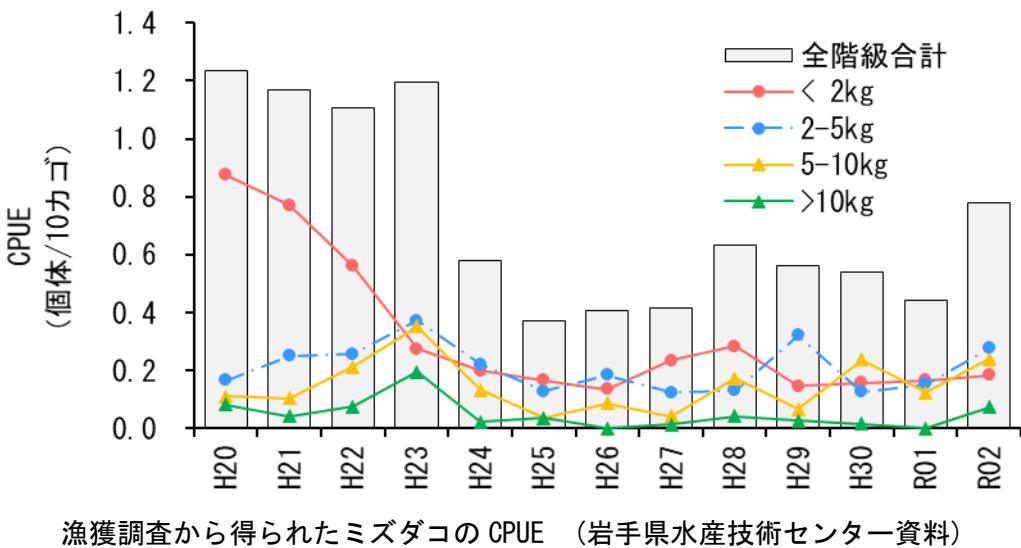
(1) 資源及び漁獲の状況

ミズダコの資源状態について、かご漁業の1日1隻あたりの平均漁獲量（CPUE）を使用して動向を推定したところ、資源量は概ね4,000～5,500トン前後で推移していたと考えられる。近年は比較的安定して推移しており、3～5年周期で増減を繰り返していると考えられる。

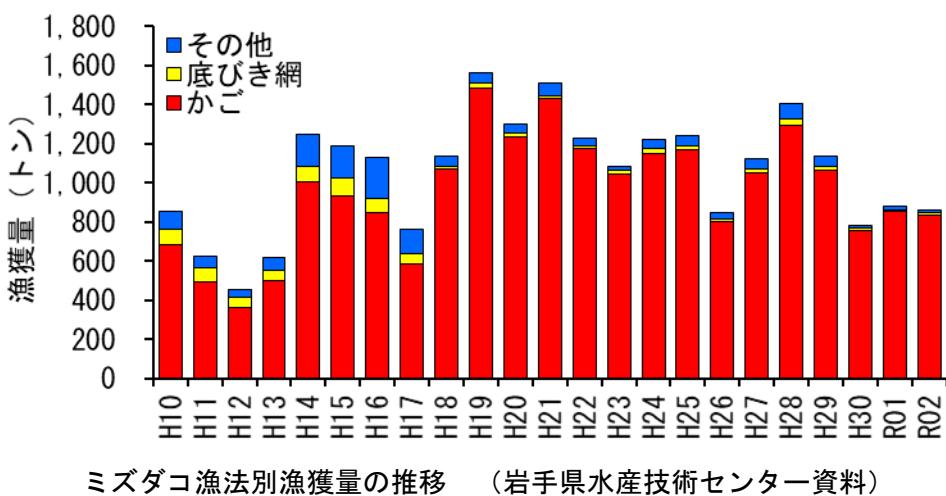
岩手県水産技術センターが調査船北上丸で行っているかごによる漁獲調査におけるミズダコの1かごあたりの平均漁獲尾数（CPUE）は、平成20年以降ほぼ横ばいで推移していたが、平成24～25年にかけて大幅に減少し、その後増減を繰り返し、令和2年には再び増加している。



ミズダコの推定資源量と漁獲割合の推移 (岩手県水産技術センター資料)



岩手県では、ミズダコは夏場を中心として9割以上がかご漁業(許可)によって漁獲される。体重1kg以上から漁獲されはじめ、2~5kg程度が漁獲の主対象となる。漁獲量は年によって大きく変動し、最近では平成17年の763トンから平成19年の1,565トンまで大きく増加した後、平成26年にかけて減少傾向がみられた。その後平成28年までは再び増加に転じたが、平成30年からは800トン前後で推移している。



(2) 資源管理目標

岩手県周辺のミズダコ資源量は、漁獲動向と漁獲調査の結果から、中程度の水準にあると考えられる。しかし、調査結果から今後の漁獲加入が見込まれる小型個体の顕著な回復が認められないため、資源は今後減少に転じる可能性もあることから、小型個体を確実に保護し、安定的な漁獲を維持する必要があり、現行の体重制限（県北部では体重2kg、県中部以南では体重1kg未満の漁獲自粛）を継続することが望ましい。本指針では、漁獲努力量を増加させないようにし、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

かご漁業

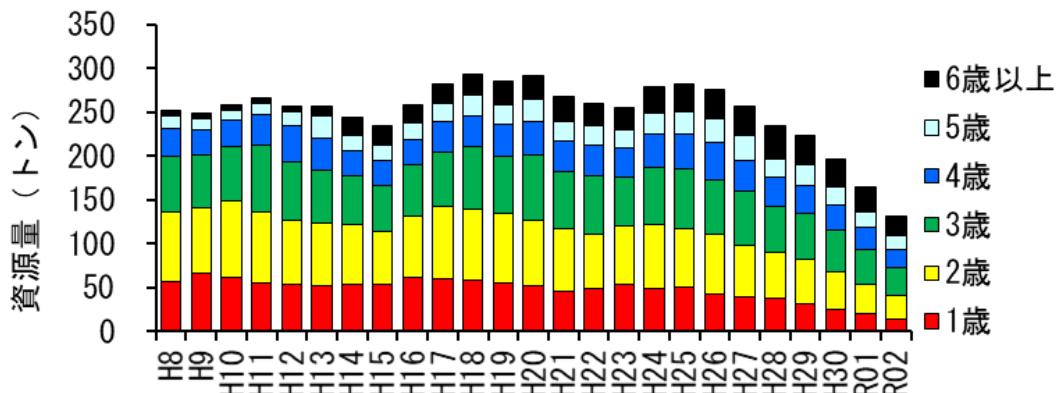
ミズダコは、かご漁業でそのほとんどが漁獲されている。かご漁業は、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従う。

12 マコガレイ

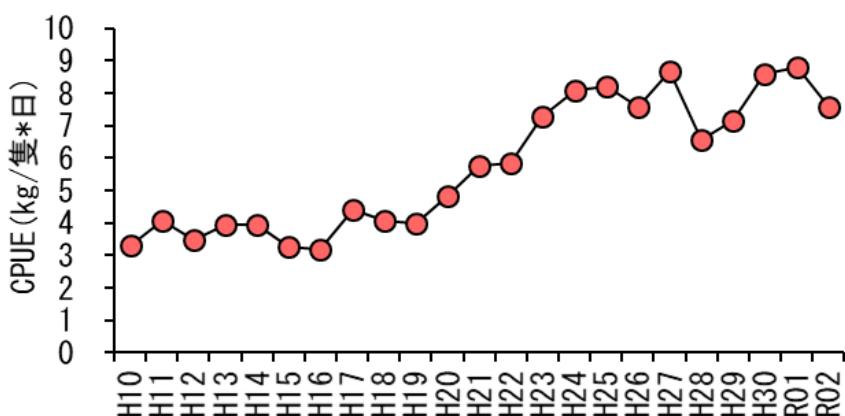
(1) 資源及び漁獲の状況

魚市場で行っている全長組成調査と漁獲量から年齢別の資源量を推定した結果、岩手県における平成8年以降のマコガレイ資源量は、250～300トン程度で平成26年まで緩やかに増減を繰り返していた。しかし、平成27年以降は若齢魚の漁獲加入が少なく、資源が著しい減少傾向となっている。

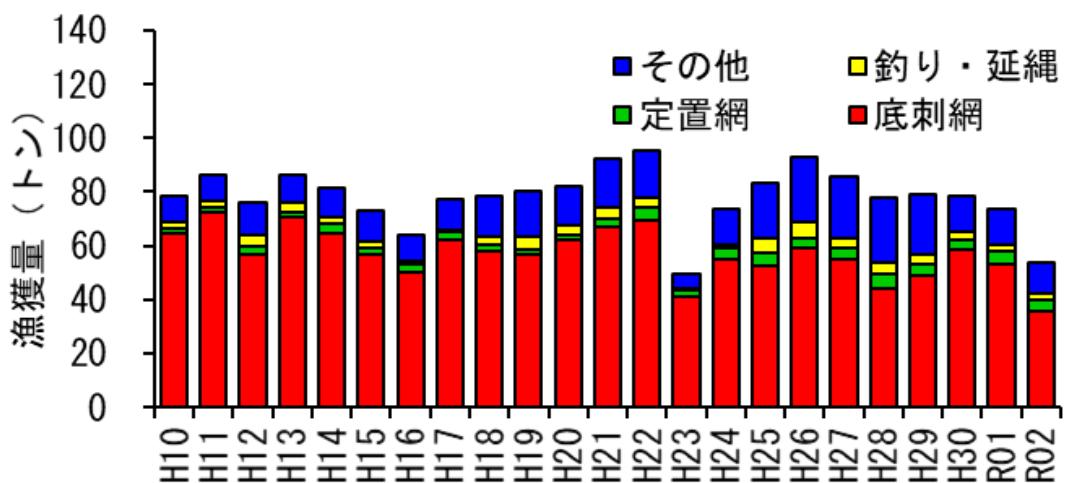
一方、漁獲データから求められた底刺網の1隻・1日あたりの平均漁獲量（CPUE）は平成17年以降増加傾向を示しており、平成28年は前年を下回ったものの、その後再び増加し、依然高い水準となっている。



岩手県におけるマコガレイの年齢別資源量 （岩手県水産技術センター資料）



底刺網における CPUE (1隻・1日あたり漁獲量) の推移 （岩手県水産技術センター資料）



岩手県におけるマコガレイの漁獲量の推移 (岩手県水産技術センター資料)

岩手県では、マコガレイは刺網漁業（免許・許可）と延縄で漁獲されているが、約7～9割が刺網によるものである。平成13年に策定された岩手県マコガレイ資源管理計画により周年全長20cm未満魚の採捕規制が行われているため、1歳魚以上が漁獲対象であり、主体は2～4歳魚となっている。岩手県の漁獲量は、平成8年以降60～90トンの範囲で増減していたが、平成23年には震災の影響によって50トン以下に減少した。平成26年には84トンまで増加し、その後も70トン前後を維持していたが、令和2年に再び50トンを下回った。

(2) 資源管理目標

岩手県のマコガレイ資源量は、漁獲動向と資源動向から判断すると、低位の水準にあると考えられる。近年、若齢魚の資源水準は減少傾向にあると考えられる。このことから、今後も安定的な漁獲を維持するためには、現行の全長制限を継続した上で、漁獲努力量を増加させないようにし、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

刺網漁業

マコガレイは、刺網漁業で多くが漁獲されている。刺網漁業は特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従う。

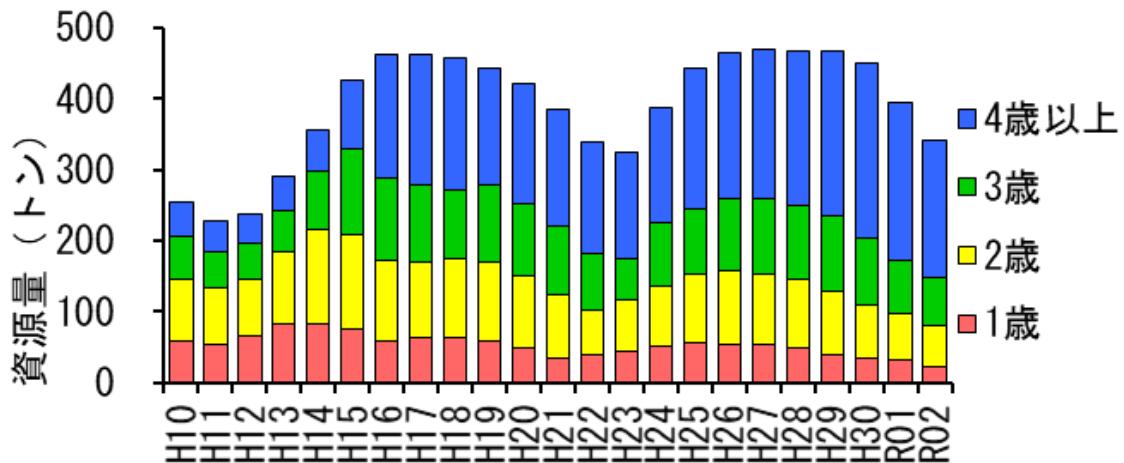
13 アイナメ

(1) 資源及び漁獲の状況

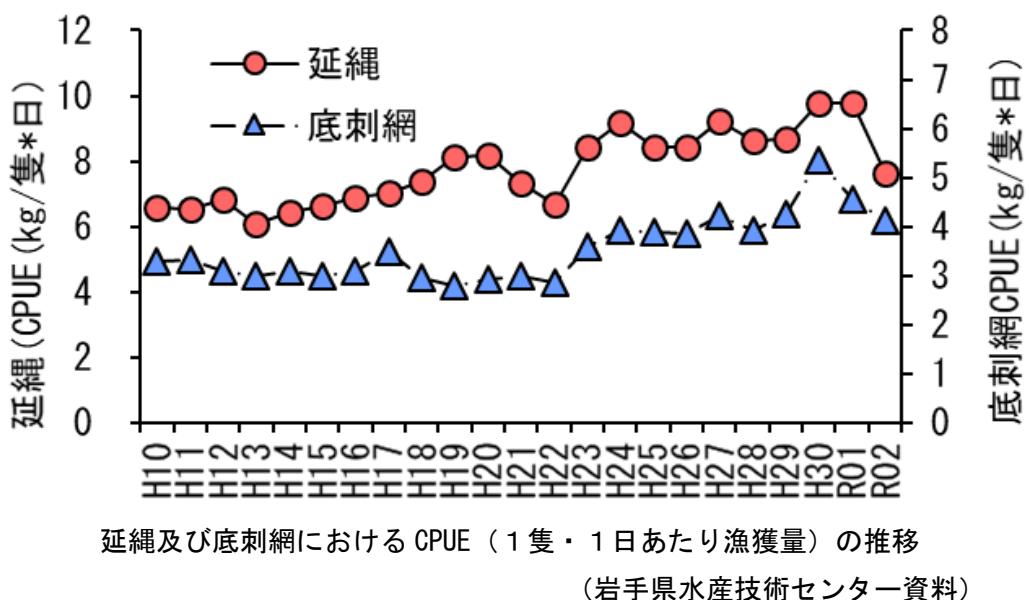
魚市場で行っている全長測定調査と漁獲量から年齢別の資源量を推定した結果、岩手県に分布するアイナメの資源量は、平成16年には450トンに達したが、平成17年以降減少傾向に転

じ、その傾向は平成 23 年まで継続した。その後資源量は大幅に回復し、特に 4 歳以上の資源量は比較的高い水準を維持していたが、平成 30 年前後から再び減少に転じた。なお、令和 2 年の 1 歳魚は、平成 10 年以降最も低い水準であった。

一方、漁獲データから求めた延縄・釣り及び底刺網における 1 隻・1 日あたりの平均漁獲量 (CPUE) は、平成 23 年以降いずれの漁法でも高い水準で推移している。以上の結果から、現在アイナメの資源量は中程度の水準にあると判断される。



全長組成と水揚げ動向から推定されたアイナメの年齢別資源量（岩手県水産技術センター資料）



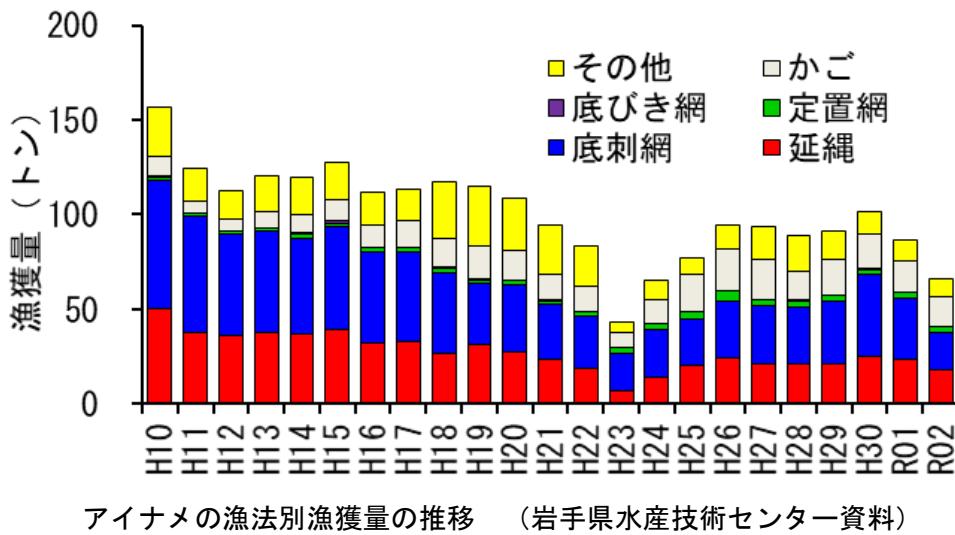
延縄及び底刺網における CPUE (1 隻・1 日あたり漁獲量) の推移

(岩手県水産技術センター資料)

岩手県では、アイナメは主に刺網（免許・許可）と延縄で漁獲されている。平成 18 年に策定されたアイナメ資源管理計画により、平成 19 年 8 月 1 日から漁獲物規制（全長制限）として全長 25cm 未満の再放流の自主規制が行われているため、漁獲開始年齢は 2 歳となっており、漁獲の主体は 2 ~ 4 歳魚となっている。

岩手県の漁獲量は、平成 10 年の 157 トンをピークに減少傾向を示し、平成 23 年には震災の影響もあって 44 トンまで減少した。その後増加し、平成 26 年から令和元年までは 88 ~ 100 トン台で推移していたが、令和 2 年には 66 トンとなつた。

アイナメは、岩手県では、遊漁者によっても多く漁獲される魚種であり、船釣りや岸壁等からの陸釣りによる漁獲が相当量あると考えられる。これら一般遊漁者による採捕が資源に与える影響も懸念されている。



(2) 資源管理目標

岩手県のアイナメ資源量は、近年比較的高い水準にあったが、現在は中位水準まで減少している。一方、漁獲量は震災後の漁獲隻数の減少の影響もあり、震災以前の水準まで回復していない。そのため、現行の全長制限を継続することによって、今後も安定した漁獲が維持できると見込まれる。また、産卵後、雄が卵を保護する習性があるため、加入量を減らさないようにするために、産卵期における雌雄両方の漁獲制限の検討も必要であると考えられる。本指針では、漁獲努力量を増加させないようにし、現状の漁獲量を維持することを目標とする。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

刺網漁業・かご漁業

アイナメを漁獲する刺網漁業及びかご漁業については、特定の魚種を選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種の資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従う。

14 クロマグロ

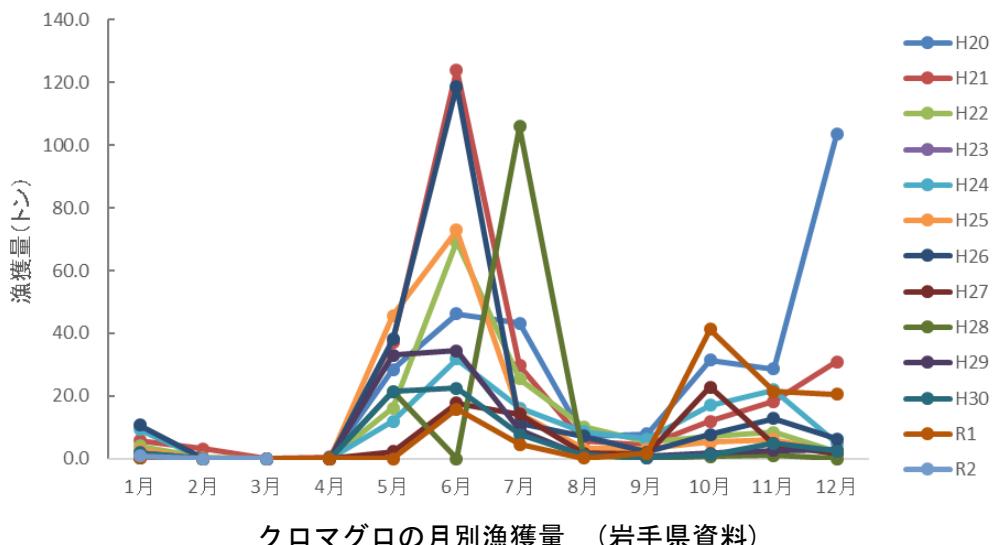
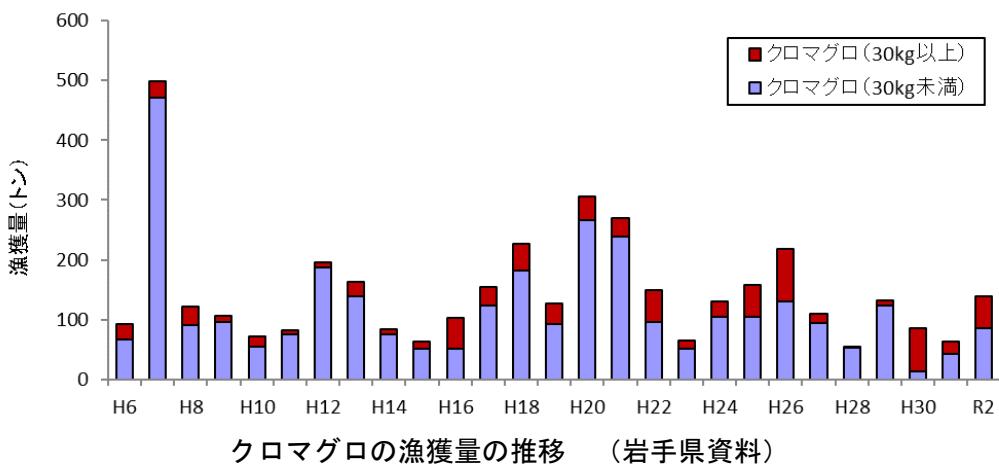
(1) 資源及び漁獲の状況

資源の状況については、北太平洋まぐろ類国際科学委員会は、2016年（平成28年）の親魚資源量は約2.1万トンで、1996年（平成8年）から続いた減少傾向に歯止めがかかり、2010年（平成22年）以降、ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたものの、依然として資源状況は非常に低い水準にあるとしている。資源の減少の背景には、0～2歳の未成魚を多く漁

獲したことに加え、近年、0歳魚の加入の発生が少ない年が頻発したことにより、その結果親魚まで生き残る魚が少なかったことなどが挙げられる。

岩手県では、そのほとんどが定置網漁業（免許・許可）で漁獲されるほか、僅かながらかじき等流し網漁業による漁獲もある。漁獲量は年変動が大きく、平成6年以降62トン（平成15年）から499トン（平成7年）の間で増減を繰り返しており、平成28年は72トンの漁獲量となっている。また、月別の漁獲量についても年変動が大きいが、5～7月に漁獲が大きく増加し、その後8～9月にかけて一度減少するものの、再び10月から翌年1月にかけて漁獲量が増加する傾向がある。一方、2～4月の漁獲はほとんどないことから、5月から翌年1月が漁獲期間であると判断される。

サイズによる漁獲量の内訳をみると、大半が30kg未満のクロマグロ（メジマグロ）であり、30kg以上の大型魚の割合は平均で2割以下である。



(2) 資源管理目標

日本を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては、クロマグロの親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%以上の確率で歴史的中間値（約43,000トン）まで回復させることを暫定回復目標としており、国においてもこの目標の達成に向けた管

理を行うこととしている。

国は、平成 27 年 1 月から太平洋クロマグロの大型魚及び小型魚それぞれについて、沖合漁業については漁法別に、定置網等の沿岸漁業についてはブロック別（現在は都道府県別）に漁獲枠を設定して漁獲量の自主的管理を開始し、さらに平成 30 年からは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量（TAC）制度による管理に移行した。全国的に太平洋クロマグロの資源管理が強化される中で、岩手県知事が管理する沿岸漁業においても、配分された知事管理量を遵守し、国の資源回復目標を達成するために一体となって取り組む。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

定置網漁業（磯建網は含まない）

定置網漁業については、クロマグロを漁獲するまき網漁業や曳き縄漁業のように、特定の魚種、サイズを選択的に漁獲する漁法ではなく、特定魚種に限定した資源管理は困難であるため、漁業種類別資源管理として包括的に資源管理に取り組む必要がある。具体的な取り組みについては、後述の内容に従うものとする。

【漁業種類別資源管理】

1 定置網漁業

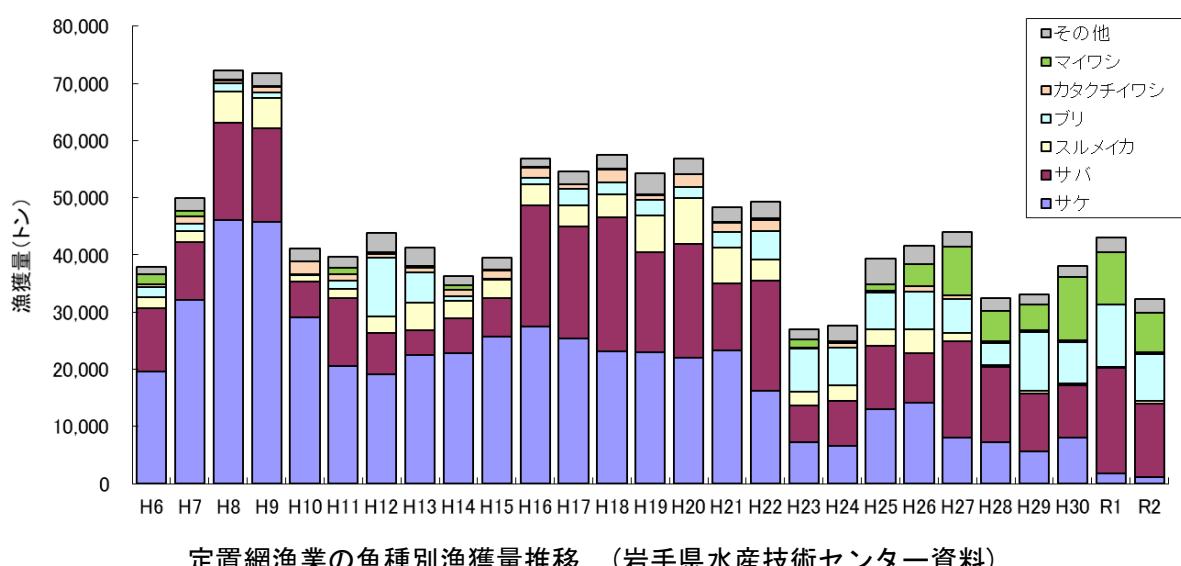
(1) 漁獲の状況

岩手県の定置網漁業は、定置漁業権（免許：大型定置）、第二種共同漁業権（免許・許可：小型定置）が営まれている。また、落網漁業として広義の定置網に分類される雑魚磯建網漁業が第二種共同漁業権で営まれている。周年営むものが多いが、イワシ類やサバを目的とした夏網や秋網で営まれているものもある。いずれも、回遊性の魚介類全般を漁獲する待ちの漁法であるため、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい漁業種類である。時期によって異なるが、サケ、サバ、スルメイカ、ブリ、イワシ類の他、クロマグロなど多種類が同時に漁獲され、魚種を絞った資源管理は難しい。漁業期間から夏網、秋網、周年網に分類されるが、周年網や秋網ではサケ、夏網ではサバ、イワシ類の漁獲が多い。

定置網漁業は、沿岸漁業の主たる魚種であるサケの約9割を漁獲しているほか、代表的な資源管理・栽培対象種であるヒラメの5割以上を漁獲しているなど、資源管理を推進していく上では重要な位置を占めている。漁獲動向は秋サケの来遊状況の影響を大きく受けるが、震災前はサケのふ化放流等増殖事業の取り組みによって、秋サケ資源は比較的安定した資源となっていた。

震災により県内の定置網のほとんどが被災したものの、他の漁業種類に比べ復旧は早く、平成25年には8割以上が操業しているが、回帰率の低迷により秋サケの資源が減少している影響で、漁獲量は低迷している。

また、当該漁業による漁獲割合は低いものの、サケ以外に、サバ、スルメイカ、イワシ類、クロマグロが漁獲されるが、資源変動及び海況変動により漁獲量が大きく変動する状況にある。



(2) 実施すべき自主的資源管理措置

近年は、回帰率の低迷で秋サケ資源が低位水準に留まり、その漁獲を補う他の対象種も、沿岸に来遊する資源量が減少傾向にある。免許及び許可の内容、制限又は条件を遵守するほか、これまでも、自主的に主たる漁獲物であるサケの稚魚放流時期における小型魚保護のためや、漁獲努力量削減のため、免許や許可期間内において操業の休止を実施しており、引き続き下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○操業期間の短縮

また、非常に低い資源水準となっているクロマグロについては、上記の取り組みに加えて、下記の強度の資源管理のいずれかに取り組む必要がある。

○休漁（強度資源管理）

○太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置※

※：漁業収入安定対策事業実施要綱（平成 23 年 3 月 29 日付け 22 水漁第 2322 号）別紙 2 に定める以下の（1）～（3）のいずれかの取組

- （1）主漁期における太平洋クロマグロの混獲回避効果がある改良網等の導入（岩手県資源管理協議会が導入を確認したものに限る。）
- （2）主漁期における全ての太平洋クロマグロの生存個体放流
- （3）**漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 1 項に規定する岩手県資源管理方針に定められた太平洋クロマグロに関する事項の遵守**

なお、定置網漁業については特定の魚種を漁獲しないことはできないが、特にクロマグロについては決められた採捕数量を遵守するとともに、岩手県がクロマグロ採捕に関する助言、指導、勧告、命令等を行った場合には、強度資源管理の取り組みに加えてそれらにも従う。

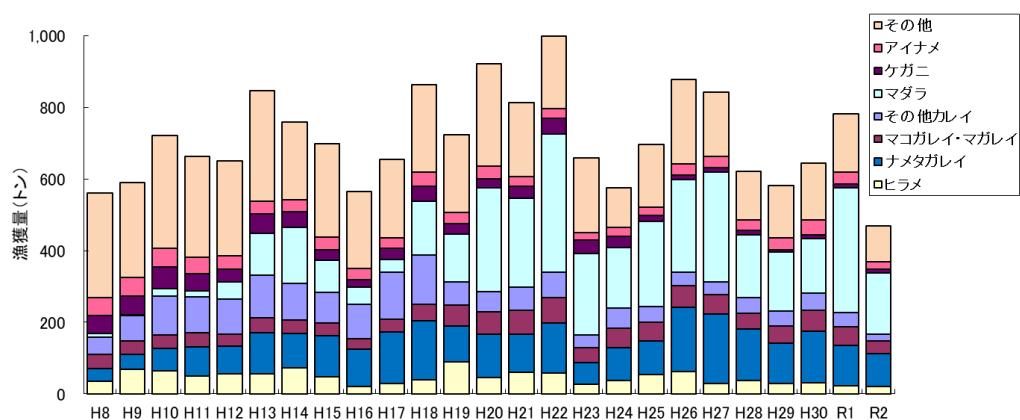
上記の措置の他、主たる漁獲物としてのサケ資源の造成、維持増大へ向け、引き続き飼育や放流方法の改善への取り組みを続けるとともに、種苗放流経費負担、放流後の稚魚保護や、産卵親魚の確保に取り組む必要がある。また、資源管理対象種であるヒラメについては、岩手県ヒラメ資源回復計画（平成 18 年 2 月 27 日公表）に基づく全長 30cm 未満のヒラメ採捕禁止の岩手海区漁業調整委員会指示（平成 19 年 9 月 7 日第 3 号から継続）の遵守、種苗放流経費負担に取り組み、資源の安定を図る必要がある。

2 刺網漁業

(1) 漁獲の状況

岩手県の刺網漁業は、第二種共同漁業権内の「いかり止め底刺し網」と知事許可漁業の「固定式刺網」により営まれており、ヒラメ、カレイ、アイナメのほかケガニなどが漁獲されているが、底棲性の魚介類全般を漁獲するものであり、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しい。

漁獲量は、約 450～1,000 トンの間で増減を繰り返しながら、横ばいで推移している。



(2) 実施すべき自主的資源管理措置

刺網漁業については、カレイ類、ヒラメ、マダラ、ケガニ、アイナメなどこれまで岩手県が取り組んできた資源管理対象種を主な漁獲対象魚種としているが、特定の魚種を選択的に漁獲することが難しく、いずれの魚種も来遊状況によって漁獲量は年により大きく変動する。

このことから、包括的な資源管理が必要であり漁獲量を安定して維持するためには、漁業調整規則、**制限措置、条件**、漁業権行使規則を遵守する他、自主的措置として下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁の設定

資源管理対象種であるヒラメについては、全長 30cm 未満のヒラメ採捕禁止の岩手海区漁業調整委員会指示を遵守し、さらに種苗放流経費の負担にも引き続き取り組み、資源の安定を図る必要がある。

また、岩手県漁業協同組合連合会が平成 13 年に策定したマコガレイ資源管理計画による漁獲物規制（全長制限）による全長 20cm 未満のマコガレイ採捕禁止、自主的に取り組んでいるいかり止め底刺網漁業における網目制限及び漁場環境保全や禁止区域の設定の措置についても引き続き取り組む必要がある。

アイナメについては、現在の資源状態を維持するために、岩手県漁業協同組合連合会が平成 18 年に策定したアイナメ資源管理計画による全長 25cm 未満の再放流と、魚市場での取り扱い禁止に引き続き取り組むほか、アイナメは雌が産卵後、孵化するまで雄が卵を保護する習性があることから、11～12 月頃の産卵期からふ化時期までの間、卵を保護している雄親魚の漁獲を

できるだけ控えることも必要である。

3 かご漁業

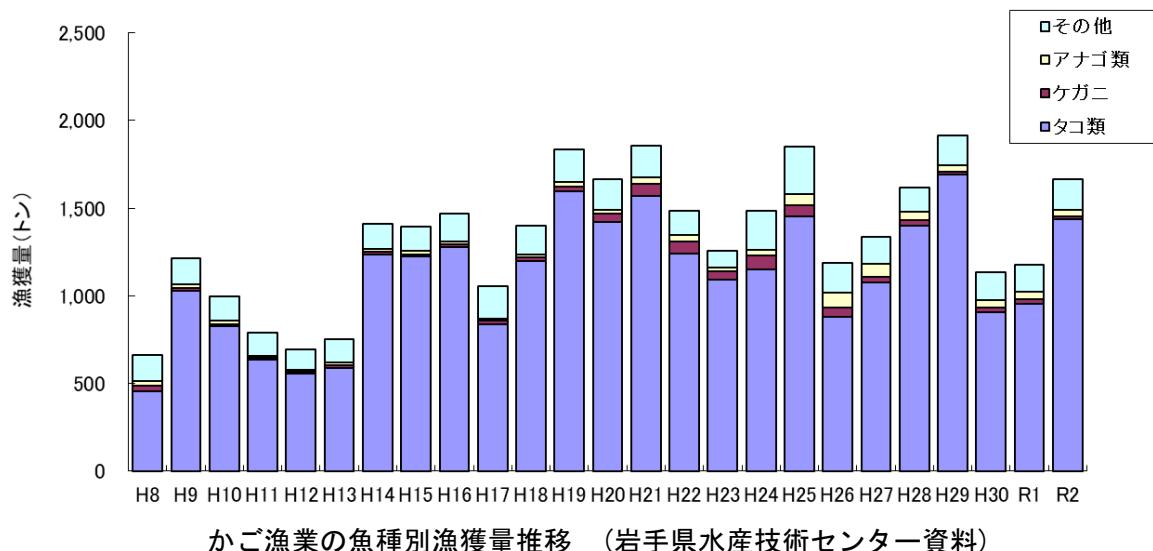
(1) 漁獲の状況

岩手県のかご漁業は、知事許可漁業として営まれており、第一種共同漁業権内では主にミズダコやマダコのほか、アイナメ、マアナゴなどが主たる漁獲物になっているほか、水深 150m 以深ではミズダコのほかケガニなども漁獲対象となっている。

かご漁業は、カゴの中に入る魚介類全般を漁獲するものであり、水深帯や漁場、時期によってある程度漁獲対象の範囲を定められるものの、特定の魚種を選択して漁獲できない。

岩手県において、沿岸漁業資源として漁業者による自主的な管理が行われているミズダコとケガニは、かご漁業により大半が漁獲されており、これらの資源を持続的に利用する上で、最も重要な漁業種類となっている。

漁獲量は、約 650～1,900 トンの間で増減を繰り返しながら、横ばいで推移している。



(2) 実施すべき自主的資源管理措置

岩手県のかご漁業は、主としてタコ類とケガニを対象とする漁法として用いられ、岩手県地先の資源管理の上でも重要な漁法であるが、特定の魚種を選択するのは難しく、資源量の年変動によって漁獲量は左右される。

特に、漁獲物の多くを占めるミズダコの資源は現在中程度の水準であるが、小型個体の減少が確認されており、ケガニについては現在低水準であるため、今後、ミズダコについては現状の資源を維持し、ケガニについては資源回復を図るために、漁業調整規則、**制限措置**、**条件**、漁業権行使規則を遵守する他、自主的な取り組みとして下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

○休漁の設定

上記の資源管理措置の他、ケガニ・ミズダコ資源回復計画によって取り組んできたケガニの

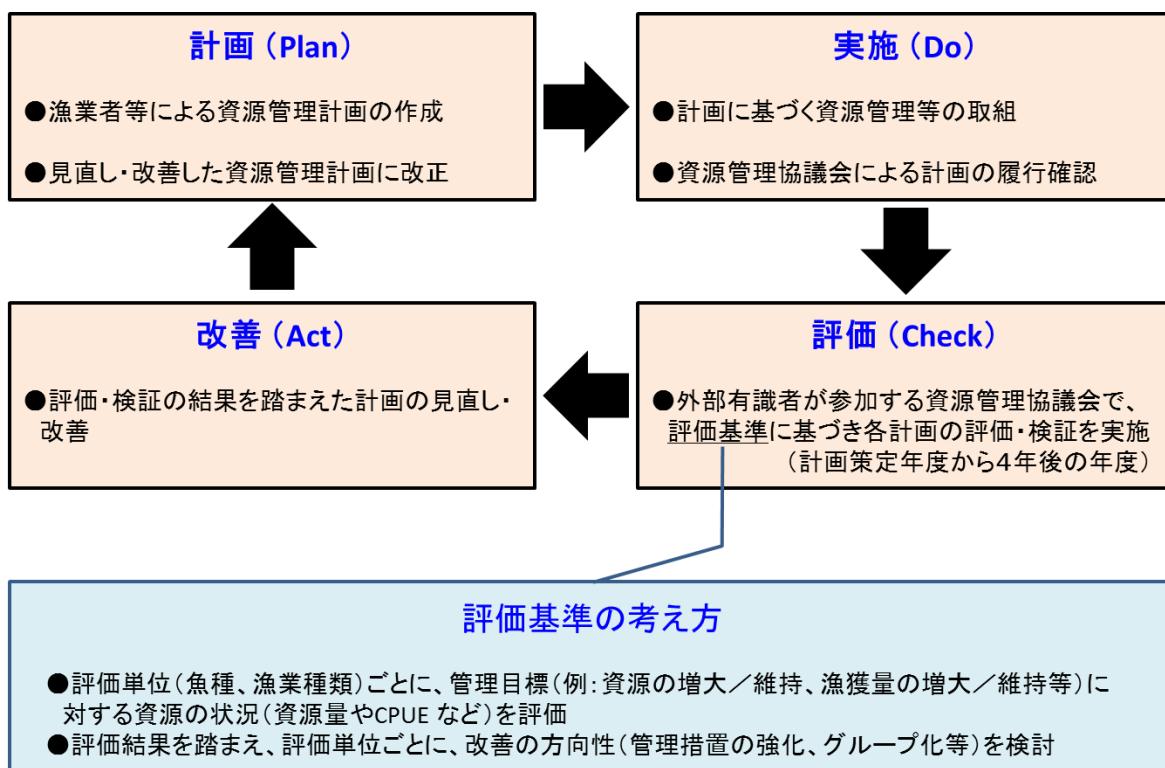
漁期のかご漁業における漁具規制（漁具数上限）等の措置、ミズダコの漁獲体重制限など、自主的な資源管理に取り組む必要がある。

また、かご漁業で漁獲されるアイナメについても、アイナメ資源管理計画による資源管理措置に引き続き取り組む必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- ① 各資源管理計画において、策定年度から4年後の年度に、計画の内容が適切かどうか等について、評価・検証する。
- ② ①の評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など）が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 評価に用いる指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な変化を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図るものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理を実施する漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。



資源管理計画の評価・検証 (PDCAサイクル)

第4 その他

(1) 資源管理措置の履行確認方法

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、県及び資源管理協議会は、別紙に記載する資料等によりその履行を適切に確認するものとする。また、県又は資源管理協議会は、必要に応じて現地調査を行うものとする。各関係漁業者は県及び資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならない。

また、履行確認については漁獲管理情報処理システムも併せて活用することとする。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(2) 資源の積極的培養措置

本指針に記載している資源管理措置以外に、ヒラメ、アワビ等の既に種苗生産・放流が事業化されている種については、平成27年3月31日策定の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（岩手県第7次栽培漁業基本計画）により、積極的に資源の培養を目指すものとする。すなわち、種苗生産、放流、育成、資源管理等による直接的な資源の造成と、放流種苗が再生産することによる間接的な資源の造成によって漁獲の増大を図ることを目標とするが、一方で、種苗生産・放流に要する費用に応じた効果の確保を念頭に置いた上で、適切な推進体制を整備していくことも重要である。

ヒラメについては、**令和3年度に110万尾の放流を達成することが目標であるが、漁業者、漁業協同組合、遊漁者及び自治体等が種苗生産・放流に要する費用を適正な割合で負担した放流事業体制を維持していくとともに、放流経費の確保を実現するため、生産経費等の削減を図ることとする。**また、アワビについては**令和3年度に890万個の放流が達成目標であるが、受益者である漁業者及び漁業協同組合が種苗生産・放流に要する費用を負担する体制を確立して適切に推進することとする。**

第5　本指針の廃止

本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。

また、資源管理方針への位置付けが行われた魚種を対象とする資源管理計画については、速やかに資源管理協定への移行を検討する。

なお、資源管理方針への位置付けが行われ、資源管理計画から資源管理協定への移行を完了した資源又は漁業種類については、本指針の記載内容を順次削除・整理し、資源管理方針と整合性のとれた記述とする。

(別紙)

資源管理措置の履行確認方法

| 資源管理措置 | 魚種・漁業種類 | | 履行確認方法 | |
|---------------------------------------|-----------------------|-------------------------|---|--|
| 休漁の設定 | アワビ | あわび漁業 | 所属漁業協同組合の荷受伝票・仕切伝票等の水揚を証明する資料 漁獲成績報告書、市場の荷受伝票・所属漁協の仕切伝票等の水揚を証明する資料 | |
| | ウニ | うに漁業 | | |
| | スルメイカ | いか釣り漁業 | | |
| | サンマ | さんま棒受網 | | |
| | サケ | さけはえなわ漁業 | | |
| | 刺網漁業 | | | |
| | かご漁業 | | | |
| 休漁の設定 (強度資源管理) | クロマグロ (強度資源 管理) | 定置網漁業 (磯建網を 含まない) | 漁獲成績報告書、市場の荷受伝票・所属漁協の仕切伝票等の水揚を証明する資料、網揚げを証明する資料 | |
| 太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置(1) ^(注1) | | | 漁獲成績報告書、市場の荷受伝票・所属漁協の仕切伝票等の水揚を証明する資料、網の導入を証明する資料 | |
| 太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置(2) ^(注2) | | | 漁獲成績報告書、市場の荷受伝票・所属漁協の仕切伝票等の水揚を証明する資料、操業日及び放流数量を証明する資料 | |
| 太平洋クロマグロ漁獲量の大幅削減措置(3) ^(注3) | | | | |
| 操業期間の短縮 | ワカメ | わかめ漁業 | 所属漁業協同組合の荷受伝票・仕切伝票等の水揚を証明する資料 | |
| | コンブ | こんぶ漁業 | 漁獲成績報告書、市場の荷受伝票・所属漁協の仕切伝票等の水揚を証明する資料 | |
| 漁業者毎の漁獲量の上限設定 | ツノナシ オキアミ | 船びき網(あみ) 漁業 | 漁獲成績報告書、市場の荷受伝票・所属漁協の仕切伝票等の水揚を証明する資料 | |

(注 1) : 漁業収入安定対策事業実施要綱別紙 2 の (1) 「主漁期における太平洋クロマグロの混獲回避効果がある改良網等の導入」

(注 2) : 漁業収入安定対策事業実施要綱別紙 2 の (2) 「主漁期における全ての太平洋クロマグロの生存個体放流」

(注 3) : 漁業収入安定対策事業実施要綱別紙 2 の (3) 「**漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 14 条第 1 項に規定する岩手県資源管理方針に定められた太平洋クロマグロに関する事項の遵守**」